

玉名市文化財調査報告 第23集

浮田溜池関連施設

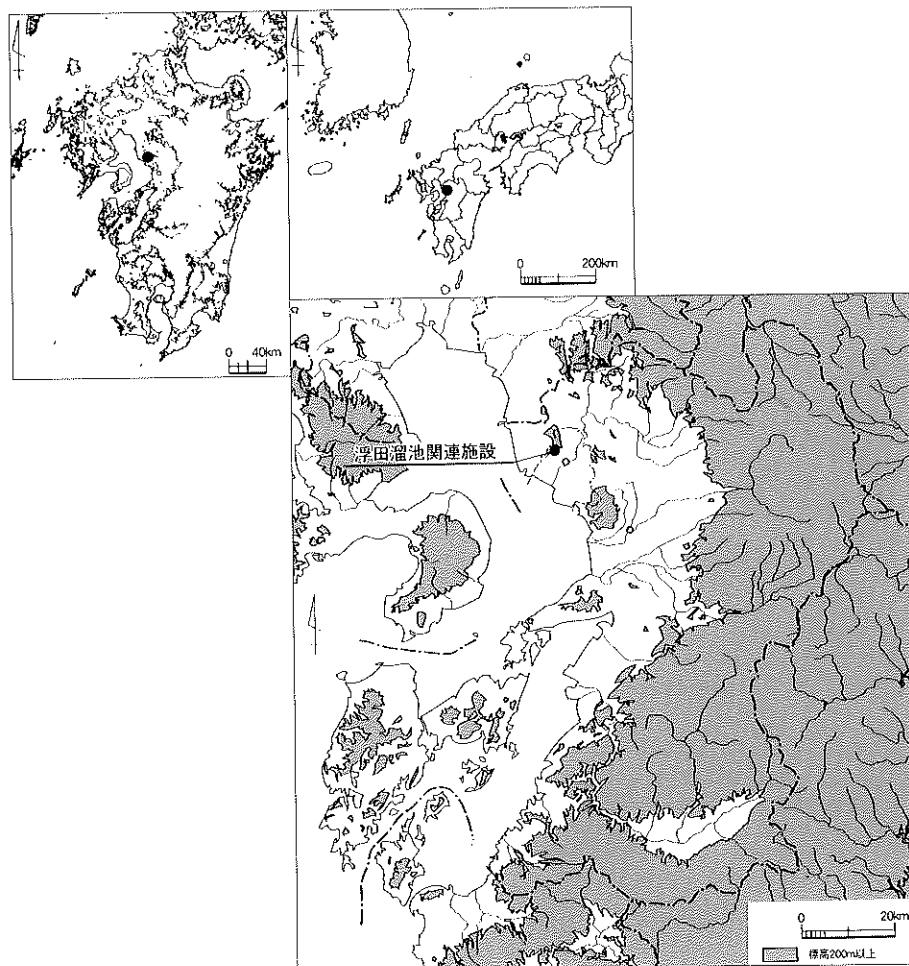
一般国道208号玉名バイパス改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

2010

玉名市教育委員会

うき た ため いけ
浮田溜池関連施設

一般国道208号玉名バイパス改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査



2010

玉名市教育委員会



浮田溜池上空から小代山を望む（南斜め上空から）



浮田溜池上空から下流受益地を望む（北斜め上空から）

巻頭図版 2



浮田下ノ池と吐井手（南上空から）



浮田下ノ池と吐井手（南西上空から）



吐井手遠景（南西から）



吐井手近景（南西から）

巻頭図版 4



調査地の風景回想画（昭和 21、22 年頃）

松尾 寿夫 氏 画

ご 挨拶

玉名市は、菊池川を中心に古墳や遺跡などの豊富な文化財が所在する地域です。

今回、玉名市教育委員会では、一般国道 208 号玉名バイパス改築事業に伴い玉名市築地に所在する江戸後期に築造された浮田溜池に伴う水利施設の発掘調査を行いました。

今回の調査において、この水利施設が浮田溜池のうちの浮田下ノ池に付随する「吐井手」^{はきいで}であることが再認識されました。

本書が、多方面での埋蔵文化財行政に対する理解の一助となり、また、江戸時代における農業水利史の資料として広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、発掘調査および報告書作成にあたり、文化財保護の観点から多大なご協力をいただいた国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所をはじめとして、熊本県教育庁文化課、浮田水利組合および地元関係者の方々にご指導、ご協力を賜ったことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

平成 22 年 8 月 31 日

玉名市教育委員会
教育長 森 義 臣

例 言

1. 本書は、玉名市築地字沓掛および西ノ山に所在する浮田溜池関連施設の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、一般国道 208 号玉名バイパス改築事業に伴い国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所との受託事業として玉名市教育委員会が実施した。
3. 発掘調査は、玉名市教育委員会文化課文化財係中村安宏が担当した。
4. 地形測量および吐井手の実測は、株式会社イビソク熊本営業所に業務委託した。
5. トレンチ土層の実測図作成は嶋村ひとみが行い、トレースは早川イツエが行った。
6. 出土遺物の実測は榎藤 功、トレースは早川イツエ、拓本は五野富美子が行った。
7. 調査時の写真撮影は、中村が行った。
8. 空中写真撮影は、九州航空株式会社熊本営業所に業務委託した。
9. 出土遺物の整理作業は、玉名市文化財整理室で行った。
10. 出土遺物は、玉名市文化財整理室で保管している。
11. 本書の執筆および編集は、大倉千寿の協力を得て中村が行った。

凡 例

1. 遺跡の略号は、浮田溜池関連施設 (UKT) とした。
2. 本書で使用している吐井手各所の名称は、下記の通りとした。

吐井手

板石敷	吐井手底面に敷かれた板石敷
板石敷止板石	板石敷の最下部において、それを止める役割をもつ板石
板石導水堤	吐井手上流側両岸に立て置かれた板石の導水堤
石積導水堤	吐井手下流側両岸に築かれた石積の導水堤
護床石敷	吐井手末部の河床洗掘防止用の割石敷

3. 現地での測量図および実測図は、以下の縮尺で作成した。

地形測量図	1/200
吐井手実測図	1/10
トレンチ土層断面図	1/20

4. 本書収録の際には、以下の縮尺とした。

地形測量図 (調査地遺構配置図)	1/400
吐井手実測図	1/60
トレンチ土層断面図	1/60

5. 挿図の天と地は、水利遺構であるため水流の方向に従っており、基本的に上流側を地にしている。
6. 挿図に使用している座標値は、国土調査法座標系第Ⅱ系に基づいており、方位は座標北を示す。
7. 土層断面図の土色については、「新版標準土色帳」(2000 年版) 農林水産省農林水産技術会議事務局監修、財団法人日本色彩研究所色票監修に拠る。

本文目次

第I章 調査の経緯	
第1節 調査に至る経緯と経過	1
第2節 調査の組織	3
第3節 調査の方法と経過	3
第II章 遺跡の環境	
第1節 地理的環境	5
第2節 歴史的環境	5
第III章 調査の成果	
第1節 浮田溜池	8
第2節 吐井手	11
第3節 下流石積	25
第4節 石材に残る矢穴痕	29
第5節 出土遺物	30
第6節 浮田溜池への導水	31
第7節 手永と惣庄屋	37
第8節 関忠之允	38
第IV章 総括	39
関連史料	40
参考・引用文献	45

挿図目次

第1図 玉名バイパス概要図	第2図 調査地周辺工事計画図
第3図 周辺主要遺跡分布図(近世・近代)	第4図 周辺溜池分布図
第5図 浮田溜池関連施設配置図	第6図 養水受益区域変遷図
第7図 調査地遺構配置図	第8図 吐井手全体図
第9図 吐井手(上流側)平面図・断面図①	第10図 吐井手(上流側)立面図
第11図 吐井手(上流側)断面図②	第12図 吐井手(下流側)平面図①
第13図 吐井手(下流側)平面図②・断面図①	第14図 吐井手(下流側)立面図
第15図 吐井手(下流側)断面図②	第16図 吐井手(下流側)断面図③
第17図 吐井手板石敷計測番号図	第18図 下流石積 平面図・立面図・断面図
第19図 トレンチ配置図	第20図 トレンチ土層断面図
第21図 出土遺物実測図	第22図 浮田溜池の導水図
第23図 玉名郡村図築地村部分拡大図	

表目次

第1表 吐井手板石敷計測表	第2表 矢穴痕計測表
第3表 浮田溜池関連施設写真一覧表	第4表 坂下手永歴代惣庄屋一覧表

図 版 目 次

巻頭図版 1

浮田溜池上空から小代山を望む（南斜め上空から）

浮田溜池上空から下流受益地を望む（北斜め上空から）

巻頭図版 2

浮田下ノ池と吐井手（南上空から）

浮田下ノ池と吐井手（南西上空から）

巻頭図版 3

吐井手遠景（南西から）

吐井手近景（南西から）

巻頭図版 4

調査地の風景回想画（昭和 21、22 年頃）

本文図版 1 下流石積

本文図版 2 浮田溜池関連施設 1

本文図版 3 浮田溜池関連施設 2

本文図版 4 浮田溜池関連施設 3

本文図版 5 頌徳碑

図版 1

吐井手遠景（南西から）

吐井手近景（南西から）

図版 3

吐井手板石敷（南から）

吐井手板石敷の漆喰（北東から）

吐井手板石敷の文字（西から）

図版 5

吐井手板石敷（南西から）

吐井手板石敷止板石（北から）

吐井手護床石敷（南東から）

図版 7

吐井手石積導水堤遠景（南西から）

吐井手石積導水堤近景（北東から）

吐井手石積導水堤裏込（南東から）

図版 9

下流石積（北西から）

下流石積 左岸（南西から）

下流石積 右岸（北東から）

図版 2

吐井手遠景（南西から）

吐井手近景（南西から）

吐井手近景（南から）

図版 4

吐井手板石導水堤（東から）

吐井手板石導水堤の凹凸部（南から）

吐井手板石導水堤の凹凸部（南西から）

図版 6

吐井手護床石敷（東から）

吐井手護床石敷（南から）

吐井手護床石敷の矢穴痕（西から）

図版 8

吐井手石積導水堤 右岸（東から）

浮田下ノ池からの底樋出口（南西から）

浮田下ノ池からの底樋出口（東から）

図版 10

下流石積に残る矢穴痕（北西から）

下流石積 横木検出状況（南西から）

下流石積 木杭検出状況（北西から）

第 I 章 調査の経緯

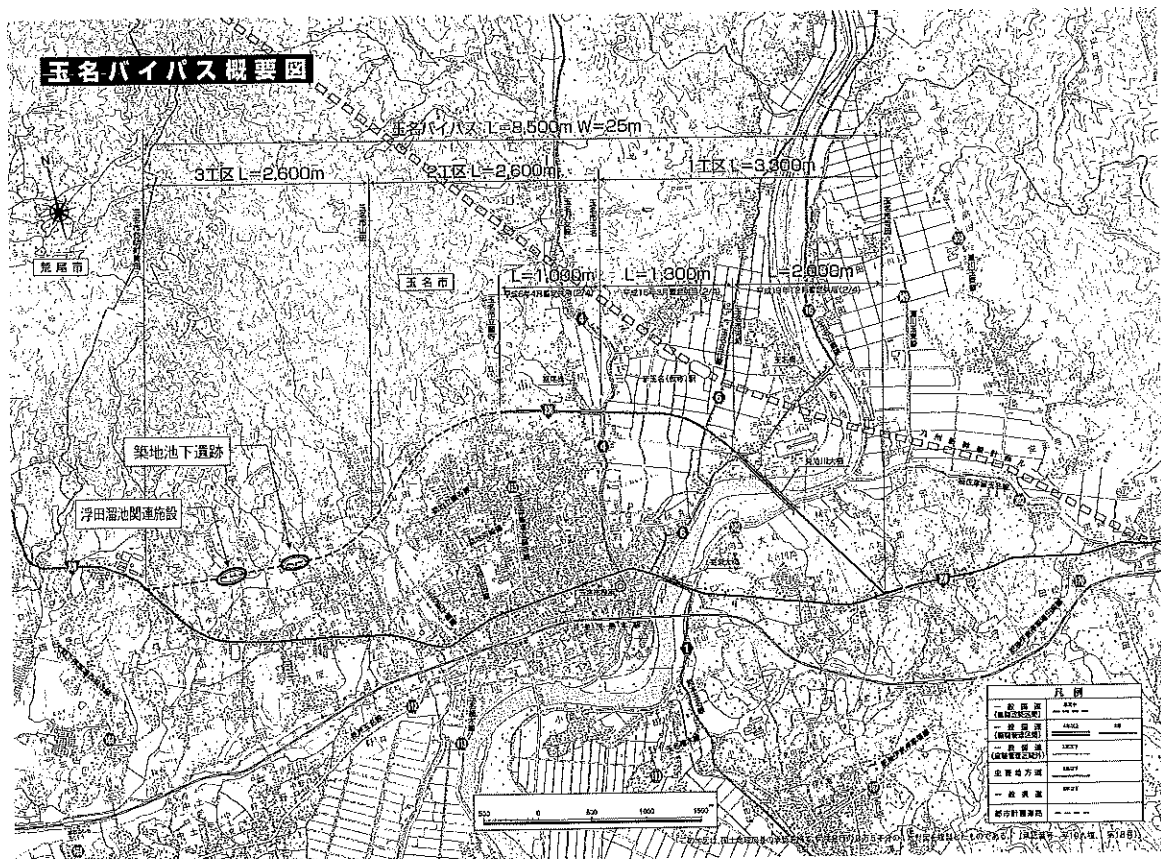
第 1 節 調査に至る経緯と経過

昭和 47 年（1972）、建設省九州地方建設局熊本工事事務所（現国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所、以下国交省）では、玉名市街地中心部を東西に走る一般国道 208 号の交通混雑解消などを目的とし、総延長 8.5 km におよぶ玉名バイパスの建設構想をとりまとめた。

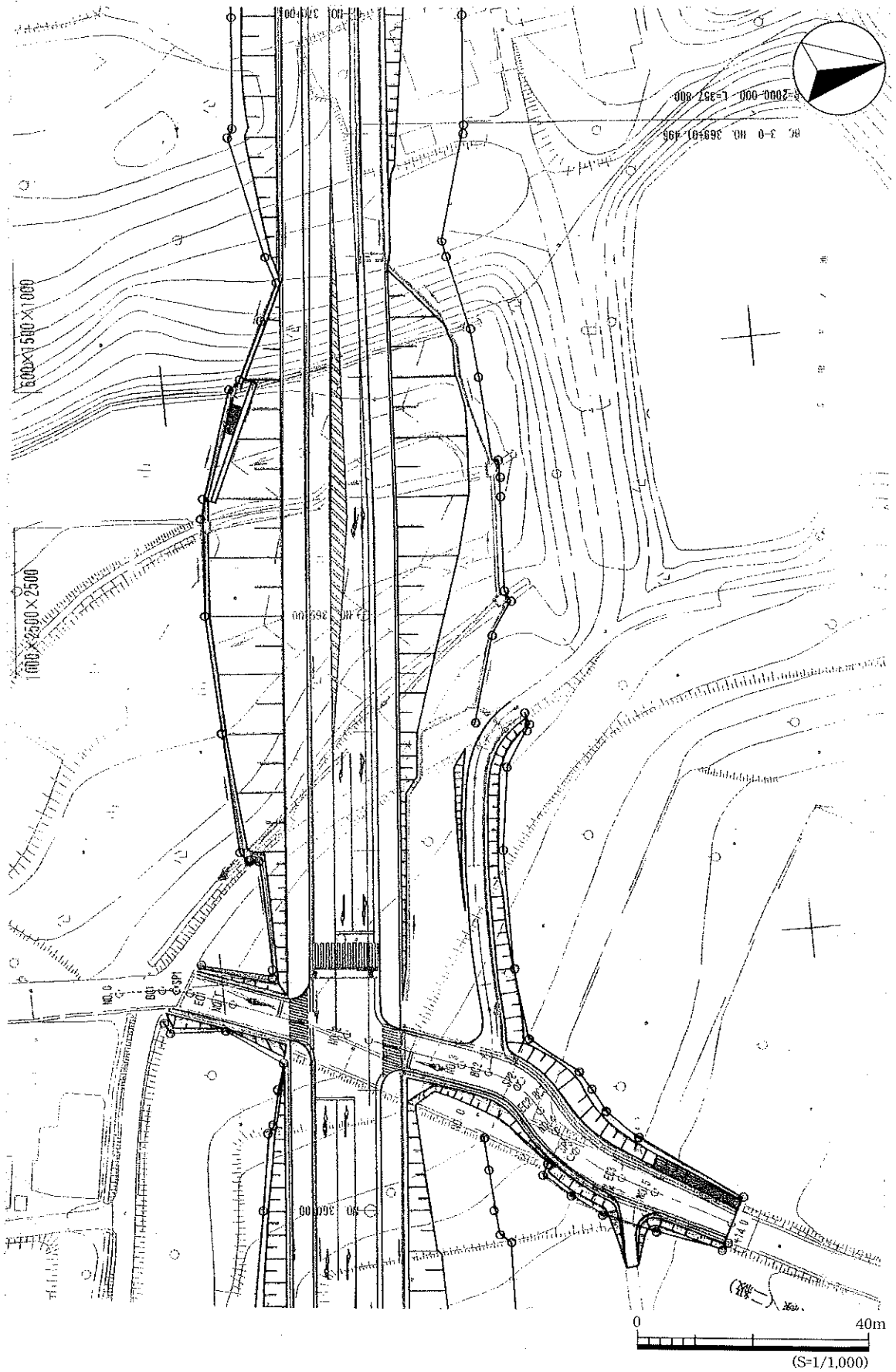
全線開通に向けて工事が進む中、国交省から平成 20 年 6 月 3 日付け国九整熊二調第 7 号で熊本県教育長宛てに埋蔵文化財の予備調査について依頼がなされ、これを受け熊本県教育庁文化課による予備調査（踏査）が平成 20 年 10 月 20 日に玉名市築地字沓掛において行われた。その結果、浮田下ノ池に伴う石積水路が確認され、当該水路は、近世（江戸時代）、近代（明治時代）および現代（昭和時代）の少なくとも三時期に分かれて築造されており、今後の措置については、測量、実測、写真撮影等の調査が必要であると平成 20 年 11 月 13 日付け教文第 1960 号で国交省宛てに通知されている。

この石積水路は、熊本県遺跡地図に未掲載であったので、遺跡の名称を「浮田溜池関連施設」として新規記載された。（平成 21 年 3 月 27 日付け教文第 3147 号）

その後、国交省から平成 21 年 2 月 12 日付け国九整熊三工第 121-4 号で文化財保護法第 94 条第 1 項の規定に基づく発掘の通知がなされ、玉名市教育長から平成 21 年 3 月 31 日付け玉市教文第 530-1 号にて進達されたのち、平成 21 年 4 月 16 日付け教文第 159 号において、熊本県教育長から玉名市教育委員会の指導をうけて、工事着手前に発掘調査を実施する旨が国交省宛てに通知されている。これに伴い、玉名市教育委員会から平成 21 年 8 月 18 日付け玉市教文第 180 号で文化財保護法第 99 条の規定に基づく発掘調査の通知を行い、平成 21 年 9 月 10 日から平成 22 年 2 月 12 日まで発掘調査を実施した。



第 1 図 玉名バイパス概要図



第 2 図 調査地周辺工事計画図

第 2 節 調査の組織

【現地調査・整理作業・報告書作成】

調査主体 玉名市教育委員会

調査責任 教育長 菊川茂男（平成 21 年 11 月 29 日まで）

教育長職務代行者 教育次長 前田敏朗（平成 22 年 3 月 28 日まで）

教育長 森 義臣（平成 22 年 3 月 29 日から）

調査総括 教育次長 前田敏朗

文化課長 中山富雄（平成 22 年 3 月 31 日まで）

文化課長 赤木 隆（平成 22 年 4 月 1 日から）

課長補佐 岩永次郎（平成 22 年 3 月 31 日まで）

庶務担当 文化財係長 安田信孝

主事 永野摩美子

現地調査・整理作業・報告書作成担当 技術主任 中村安宏

調査指導者（所属は当時）

前川清一（熊本県教育庁文化課課長補佐）

村崎孝宏（熊本県教育庁文化課文化財調査第 1 係長）

長谷部善一（熊本県教育庁文化課参事）、池田朋生（熊本県立装飾古墳館学芸課参事）

長井 勲（美里町文化財保護委員長）

調査協力者（所属は当時） 五十音順

上塚尚孝（東陽石匠館館長）、大倉千寿（玉名市教育委員会文化課埋蔵文化財調査員）

北垣聰一郎（石川県金沢城調査研究所所長）、花岡興史（九州文化財研究所）

松尾寿夫、水上 仁（美里町教育委員会）、吉永正春（浮田水利組合長）

浮田水利組合、熊本県農林水産部農村整備課、玉名市文化財保護審議会

発掘作業員 五十音順

池本泰三、酒井 充、嶋村ひとみ、高野國光、藤枝浩美、松村利男、松村廣行

整理作業員 五十音順

五野富美子、権藤 功、早川イツエ

第 3 節 調査の方法と経過

1. 調査の方法

浮田溜池関連施設について、熊本県教育庁文化課による予備調査（踏査）の結果、埋蔵文化財に対する今後の措置については、測量、実測および写真撮影等の調査が必要であるとの見解が出されていたので、まず、調査地であるバイパス路線内および周辺の地形測量を行うとともに、遺構の性格が不明であった石敷・石積遺構の実測を行うため、石積背後に繁茂している竹などの伐採を行った。また、石積下面が水路となっており、最下部の石積底が水中に浸かり、さらに土砂等により埋没していたため、石積の北西約 1.5 m 付近に土嚢で堤を築き、石積端部に水中ポンプ（4 インチ）を設置して下流側に廻水を行い、石積下部の水路の掘り下げを行った。最下部の石積底を確認後、石敷・石積の表面清掃および写真撮影を行い、平面・立面・断面の実測図作成を行った。また、石積の裏込の状況や吐井手石積導水堤と下流石積の間および水路右岸においての石積の有無を確認するためのトレンチを 15 本設定し、土層断面の実測図作成を行った。実測図作成終了後、浮田溜池の立地状況、浮田下ノ池に対する吐井手の位置関係および下流の受益地への導水経路を記録保存する目的で空中写真撮影を行った。

2. 調査の経過

【現地調査】

平成 21 年

9 月 10 日 現地調査開始。吐井手石積導水堤背後の竹などの伐採を行う。

9 月 11 日～14 日 吐井手石積導水堤下部の掘り下げ（約 1.5 m 幅）を行う。

9 月 15 日 下流石積背後の竹伐採を行う。

9 月 16 日 下流石積下部の掘り下げを行う。

9 月 17 日～24 日 吐井手石積導水堤と下流石積の間に 5 および 6 トレンチ、下流石積右岸に 7 および 8 トレンチ、右岸に 9～15 トレンチを設定する。

9 月 25 日～29 日 吐井手石積導水堤上面の検出を行う。

9 月 30 日～10 月 2 日 雨天のため、現地調査休み。

10 月 5 日～7 日 下流石積背後の竹伐採を行う。

10 月 8 日～14 日 吐井手板石敷の検出を行う。覆土内から瓦片が出土する。

10 月 15 日～20 日 吐井手石積導水堤の裏込め確認のため 1 および 2 トレンチを設定する。

10 月 22 日 吐井手石積導水堤の清掃を行う。

10 月 26 日～30 日 下流石積の川床の掘り下げを行う。

11 月 2 日～10 日 3 および 4 トレンチ設定を行う。

11 月 11 日 吐井手およびトレンチの清掃ならびに写真撮影を行い現地での発掘作業を終了する。

11 月 19 日 玉名市文化財保護審議会から米村 忠氏、荒木純治氏、上土井富雄氏来跡。

11 月 27 日 前川清一氏（熊本県教育庁文化課課長補佐）による吐井手の現地指導。

11 月 25 日～12 月 18 日 各トレンチの実測作業。（12 月 12 日現地説明会 来跡者数 83 名）

12 月 24 日 空中写真撮影

平成 22 年

1 月 28 日 池田朋生氏（熊本県立装飾古墳館学芸課参事）による吐井手の石材の現地指導。

2 月 26 日 長井 勲氏（美里町文化財保護委員長）による吐井手および浮田溜池の導水の現地指導。

【地形測量・吐井手実測】業務委託期間（平成 21 年 9 月 3 日～平成 22 年 2 月 12 日）

平成 21 年

9 月 4 日～10 日 地形測量

10 月 27 日 吐井手手実測割付

10 月 28 日、29 日 吐井手手実測

10 月 30 日～11 月 3 日 下流石積手実測

11 月 4 日 吐井手手実測図点検

11 月 5 日 下流石積手実測図点検

12 月 7 日 吐井手写真実測標定点測量

12 月 8 日 吐井手写真実測平面撮影

平成 22 年

12 月 10 日～1 月 28 日 吐井手写真実測図化作業

1 月 29 日～2 月 9 日 吐井手写真実測現地校正

2 月 12 日 成果品納品

2 月 18 日 完了検査

第Ⅱ章 遺跡の環境

第1節 地理的環境

浮田溜池（上ノ池、中ノ池、下ノ池）は、玉名市役所から直線距離にして北西方向へ約 3.5 km の地点に所在する。

玉名市は、熊本県の北西部に位置し、南東部を熊本市と接する面積約 152km²、人口 70,660 人（平成 22 年 3 月 31 日現在）の地方都市である。市域を地形的にみると菊池川流域に広がる玉名平野を中心に、南は有明海に面し雲仙普賢岳を望み、北は花崗岩山塊からなる小代山地と丘陵および台地であり、東を国見山地（木葉山）および金峰山の北麓に続く八嘉、伊倉の台地に囲まれる。

菊池川が市の北東から南西方向へと市域のほぼ中央を分断するように貫流し、玉名平野は、菊池川とその支流である繁根木川によりもたらされた沖積世の堆積物で構成された典型的な三角州を形成、その以縁は、江戸時代以降、現代まで随時進められてきた干拓地が有明海に向かって広がる。また、三角州の北東部には菊池川の本支流によって埋積された谷底平野が連なり、梅林牟田、玉名牟田と呼ばれている。玉名地方でも菊池川の本、支流などの谷沿いに ASO-4 火砕流堆積物が分布し、菊池川両岸地域、繁根木川上流の石貫から三ツ川地域には鉛直に近い崖面の露頭がみられ、玉名市と隣接する和水町では、現在も石材が採掘され加工石材に用いられており、今回報告する浮田下ノ池の吐井手にも凝灰岩の切石が使用されている。

第2節 歴史的環境

【近世・近代】

豊臣秀吉の天下統一後、佐々成政が入国するが失政により改易、加藤清正が入国した。清正は、入国の翌年から高瀬に港とあわせ米俵の集積庫としての高瀬御蔵を設置、御茶屋と御蔵の建設を行ったほか、菊池川の掘り換えを行うなど、多くの土木・治水事業を行い、熊本において「土木・治水の神様」として崇拜されている。

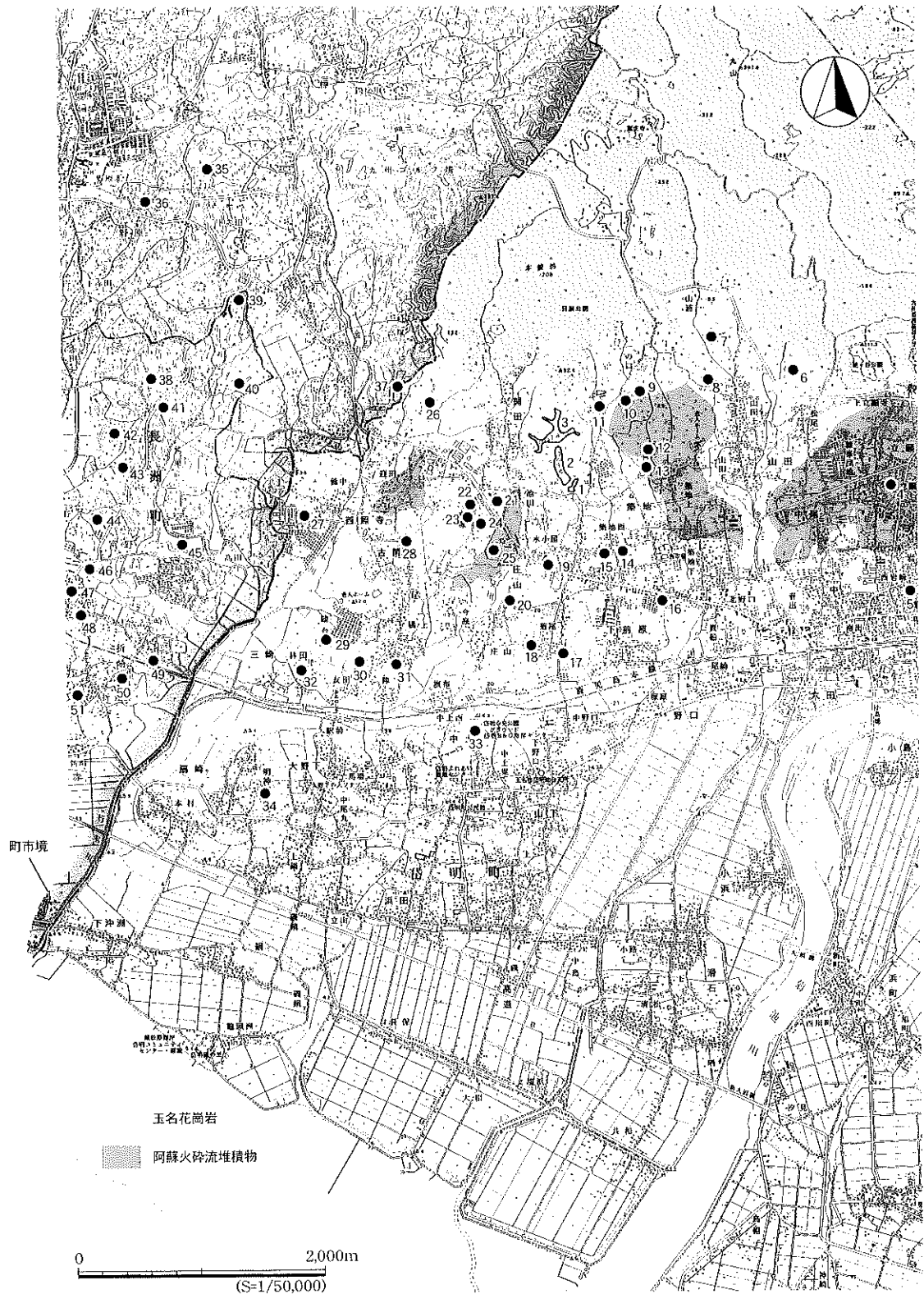
細川氏は、清正時代の大倉庫四棟のほかに付属建物を増設して事業を広げ、常時藩内最高の二十五万俵を扱ったという。江戸時代になって商業が盛んになると商業の町、川港の町としてさらに栄えた。商人の中には多くの利益を得て事業の拡大を進める大商人が現れ、川に面した目抜き通りには大きな店舗を構え、裏手に石垣を築き、大倉庫を並べ裏川への通路を設けた。そして、永徳寺の川港を本拠に大坂、堺、下関方面の商人と商品の取引を行い、裏川を利用して商品を自家へ上げ降ろし、それに用いる自家用船舶を持つ商家も少なくなかった。高瀬町は「五ヶ町」の一つとして町奉行所が置かれ、玉名郡代からは分離して高瀬町奉行の管理下に置かれた。農業分野においては、18 世紀中頃の「宝暦の改革」以降、藩主導であった土木事業が手永主導となり、玉名郡代の管理下に置かれた惣庄屋の元で、堤（溜池）や井手（用水路）の農業土木事業が盛んに行われるようになり、年貢納入および食料生産の安定が図られた。

明治維新後も川港を要する商人の町として発展を続けたが、明治 10 年（1877）の西南戦争の戦火で高瀬御蔵は焼失し、米蔵、港の経営も断絶した。熊本城を包囲した薩摩軍は、政府軍の南下を防止するべく北上して高瀬へと兵を進めた。三日間続いた高瀬付近の戦闘では多くの戦死者を出し、その後、薩摩軍は田原坂に陣を張り激戦を繰り広げた。この西南戦争の災禍で高瀬の半分は火災により焼失し、高瀬御蔵、御茶屋および宝成就寺などを含めた主要な施設が失われ、高瀬の機能は大幅に減ずることになった。



1 浮田下ノ池	11 高瀬御蔵跡
2 坂下手永会所跡	12 高瀬船着場跡
3 繁根木八幡宮	13 千田川原俵転し
4 玉名郡代詰所跡	14 西郷小兵衛戦死の地
5 官軍墓地	15 晒船着場跡
6 高瀬町奉行所跡	
7 秋丸眼鏡橋跡	
8 宝成就寺跡古塔碑群	
9 高瀬目鏡橋	
10 高瀬御茶屋跡	

第3図 周辺主要遺跡分布図（近世・近代）



1 浮田下ノ池	11 梅谷溜池	21 京塚溜池	31 吉池溜池	41 上大谷西溜池	51 秋丸溜池
2 浮田中ノ池	12 四十九ノ北溜池	22 新堤溜池	32 本村溜池	42 野田溜池	
3 浮田上ノ池	13 四十九ノ南溜池	23 北田溜池	33 五藤丸溜池	43 花坂溜池	
4 山溜池 (立願寺)	14 除口溜池	24 塚本溜池	34 明神尾溜池	44 笹浦溜池	
5 後田溜池 (亀甲)	15 萩尾前溜池	25 杓掛溜池 (上)	35 大浦溜池	45 鷺巣溜池	
6 平城溜池	16 正林溜池	26 長浦溜池	36 蘭牟田溜池	46 浦山溜池	
7 山浦 (南) 溜池	17 西原溜池	27 城尾溜池	37 藪浦溜池	47 本村溜池	
8 保多知溜池	18 菊尾溜池	28 市井川溜池	38 金平溜池	48 山溜池 (長洲町宮野)	
9 長浦東溜池	19 中尾溜池	29 戸切溜池	39 菅谷上溜池	49 台野原溜池	
10 長浦西ノ溜池	20 杓掛溜池 (庄山)	30 後田溜池 (三崎)	40 八幡山新溜池	50 松浦溜池	

第4図 周辺溜池分布図

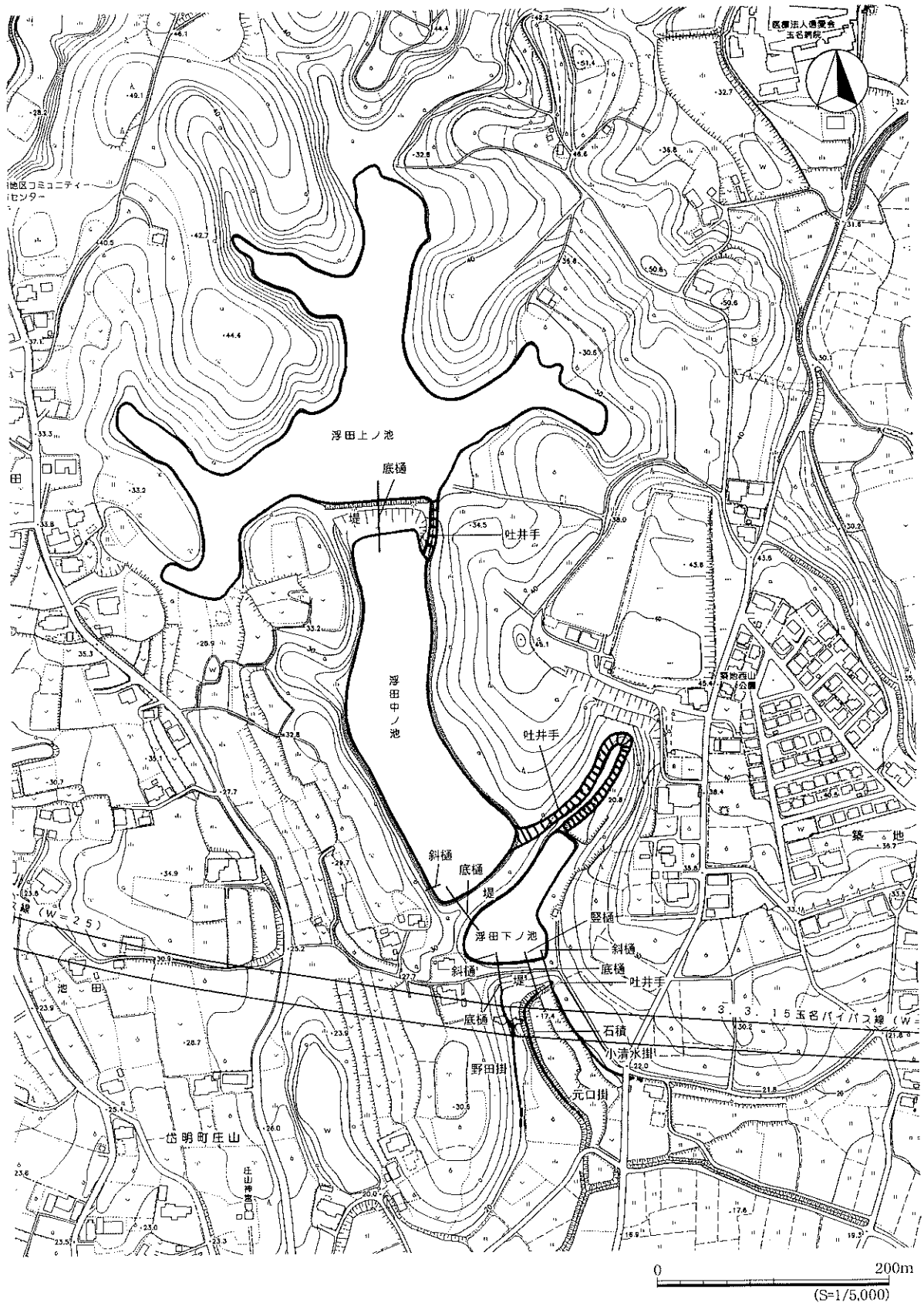
第Ⅲ章 調査の成果

第1節 浮田溜池

わが国における本格的な水田による稲作は、弥生時代前期頃に中国や朝鮮半島から伝えられたと考えられている。伝来初期、水田は水の豊かな低湿地に限られていた。その後、米の需要拡大に伴い低湿地以外にも水田を求めるようになった。この新田開発で欠かせないのが水の確保で、河川から導水できない地域においては、大小さまざまな溜池が造られた。現在でも大きな河川のない瀬戸内海沿岸地域では、多くの溜池を見ることができ、全国において、その数は1999年の調査で約20万5千箇所（貯水量3万m³以上）あることが明らかになっている。（2005『ため池と水田の生き物図鑑 植物編』より）

浮田溜池は、小代山南麓の玉名市岱明町開田および築地に所在する三段に連結した溜池（北から上ノ池、中ノ池、下ノ池）であり、湯ノ口溜池（山鹿市）や立岡溜池（宇土市）などとともに江戸時代に起源を持つ県内有数の溜池である。「関家文書」によると浮田溜池は、まず中ノ池が文化13年（1816）当時の庄山村、友田村、上村、中程村、下村5箇村の養水²⁾として創設されている。江戸時代後期から末期、開田村および築地村は坂下手永に属しており、史料によると坂下手永にある溜池は、まず、文化10年（1813）から文政3年（1820）の同手永の惣庄屋であった清田新之允により37箇所が造られている³⁾。前述したが、中ノ池の築造は、文化13年（1816）とされ、この時の坂下手永惣庄屋が清田新之允であり（第4表参照）、その尽力による可能性が高い⁴⁾。当時、鍋村、扇崎村の「外牟田」、「葭原」一帯（外牟田新地）の水田地帯では、行末川から養水を取り入れていたが、干魃の際には上流の各所で堰止めをして取水するため下流まで少しも養水が届かず、少しの日照りでも干害を受けていた。関忠之允が坂下手永惣庄屋に任じられてからは（第4表参照）、荒尾手永の鷲巣溜池⁵⁾（現、長洲町大堤池）の余水を取り入れるようにしたが、嘉永5年（1852）の干魃の際に、鷲巣溜池掛の養水不足のため分水されなくなった。そこで、鍋村、扇崎村をはじめ浮田養水掛の村々は、溜池の貯蔵量の増加を図るための工事を請願し、中ノ池の上下に掘り添えが行われることになった。その結果、5箇村だった受益区域が15箇村に拡大し⁶⁾（第6図参照）、結果として、受益面積が130町余りとなり約4千俵程の米の増産となったと云われている⁷⁾。

浮田下ノ池からは、三筋の水路に分かれ下流の受益地まで養水が流れる。一筋目は、下ノ池西側の斜樋から底樋を通り堤外へ出て、路線南西側の山裾に開鑿された幅約1m前後の水路を流れる野田掛。この水路には土堤および開水路が存在する。二筋目は、堤中央付近の縦樋から底樋を通り堤外の出口へ流れ出る元口掛。元口掛の底樋出口は、巻頭図版4の回想画にも描かれているように凝灰岩製の半円形状であり、当時約2～3m内部に入り魚捕りをしていたといい現況とは異なっている。この出口から流れ出た水と堤の東根元を南西方向に斜めに造られた今回の調査箇所である吐井手から越流した水が合流し下流の受益地への養水となる。元口掛の出口から出た水は、吐井手石積導水堤に沿って南西方向へ流れ、石積導水堤の最終地点付近で南方向に蛇行し、川幅を広げながら、明治時代以降に積まれたと思われる石積により川幅が狭められる。なお、石積の上流側は川幅が狭められたため「ひょうたんの底」のように広がっている。左岸はもともとの岸状の高まりで二段程の湿地で以前は水田であったという。地元の人によると、当時、石堰のようなものがあり堰の手前の水路に導水され前述の水田に水が流れていたという。三筋目は、東側斜樋から底樋を通り吐井手下部を横切り南東へ流れる小清水掛^{こしみず}である。このように溜池からの出口が三筋に分かれているのは、溜池の規模が大きく水量が豊富であったからであろう。よって、今回の調査箇所は浮田下ノ池から15箇村の養水として下流の受益地へ流れ出る出発地点にあたる。



第5図 浮田溜池関連施設配置図

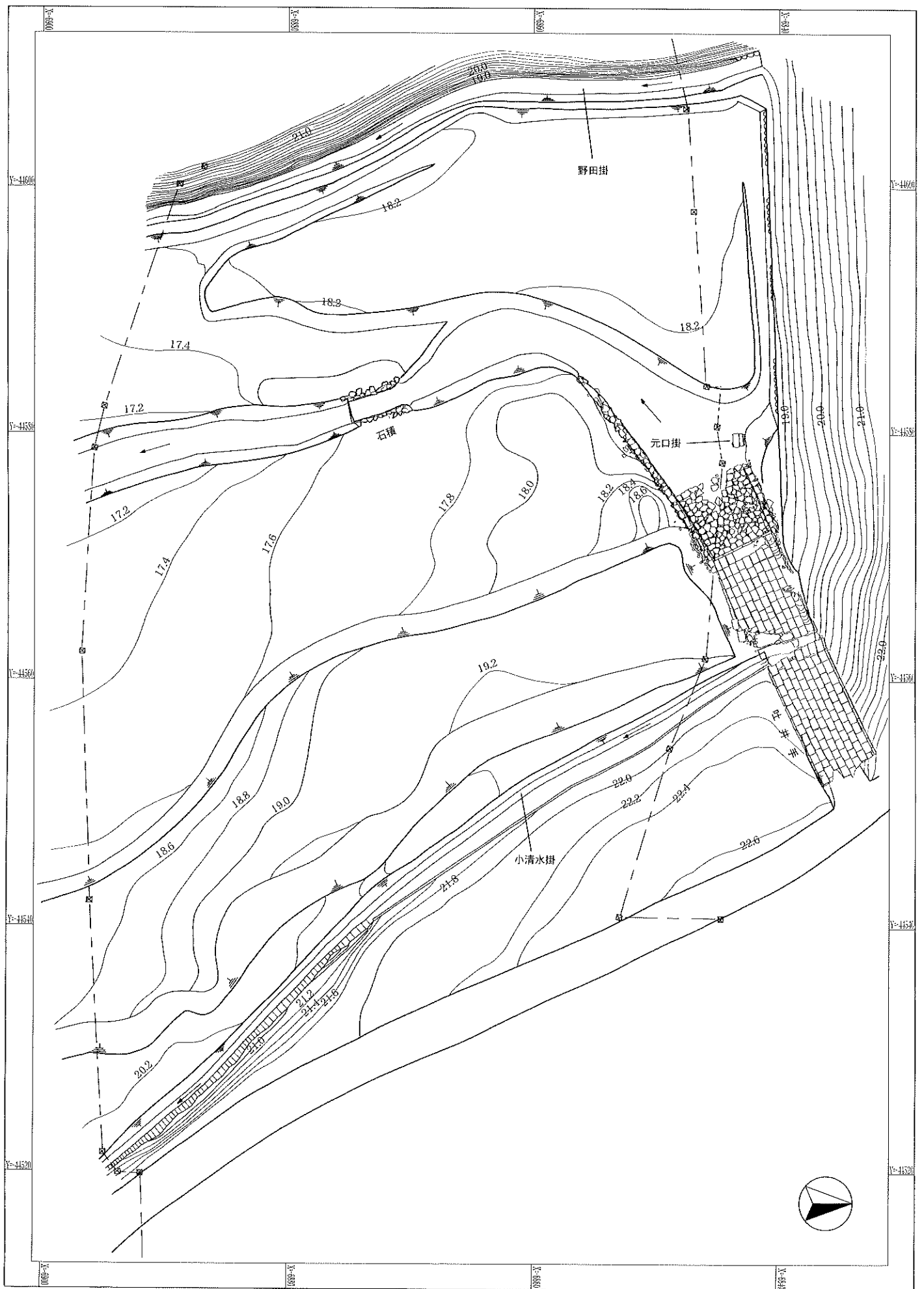
第2節 吐井手

今回、検出した石敷および石積は、浮田下ノ池に付随する施設であり、予測できない大雨などによる洪水時に溜池の水が満水状態になり、その圧力による堤（堤防）決壊を事前に防ぐための水抜き用の導水路である。江戸時代の史料においては「水吐井樋^{みずはきいび}」などと書かれており¹⁾、現在においては、「余水^{よすい}吐^{ばき}」と呼ばれている²⁾溜池の附属施設である。しかし、溜池に「余水=余る水」という概念はなく、また、この導水路から越流してきた水も井手筋へ流し養水として利用されており、井手の一部であるという考えから本書では「吐井手^{はきいで}」と表現することにした。

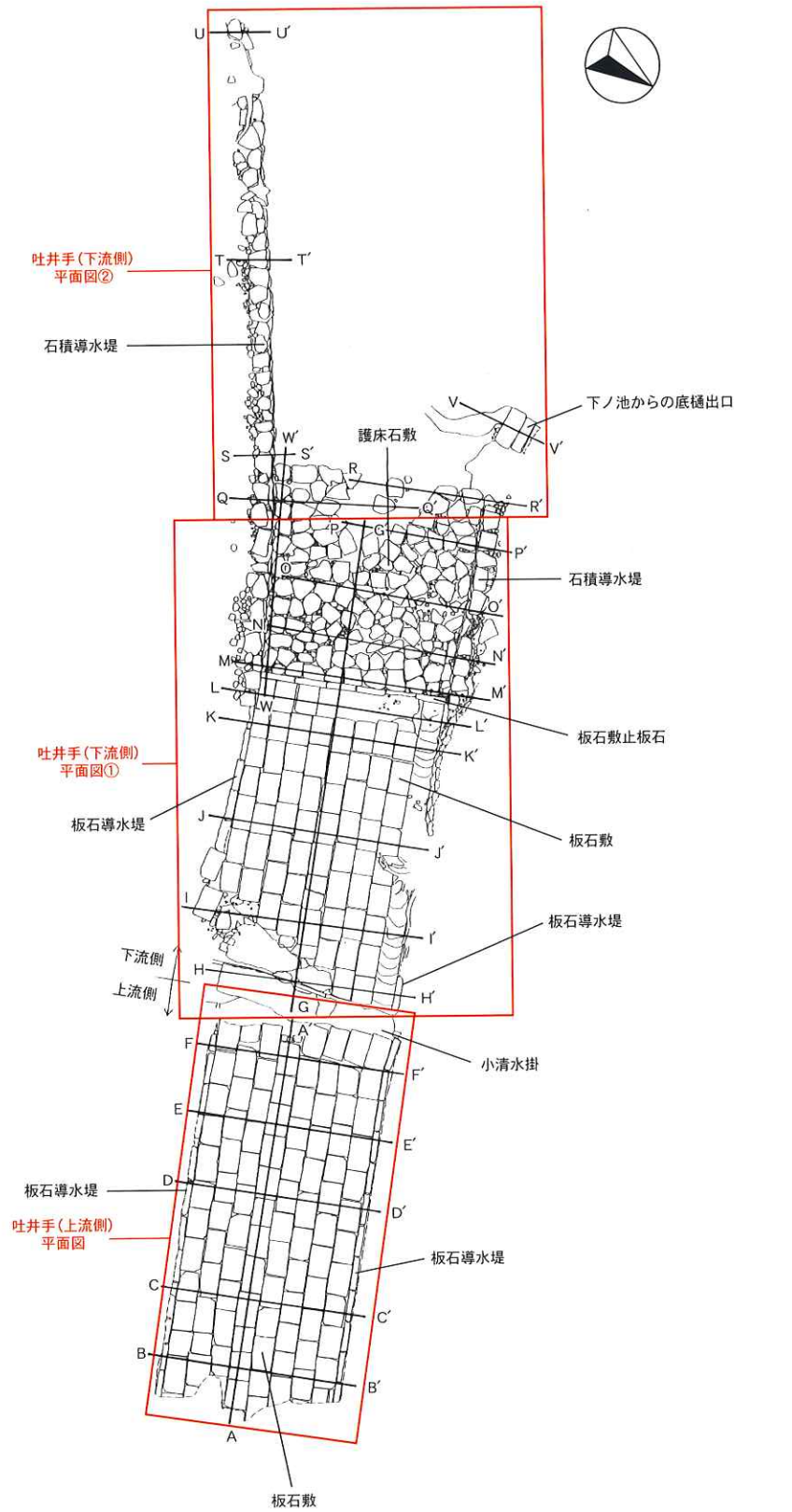
遺構全体としては吐井手であるが、各部において石材の配置の仕方や種類を変えて構築されており各部にその機能を有している。機能別に上流側から概説すると、吐井手の床面に凝灰岩の板石が敷かれ、その両岸には凝灰岩板石の導水堤を設けている。吐井手床面は、中央付近の小清水掛³⁾の底樋が横切る付近から下流南東側に板石1石分多く敷かれ幅が広げられている。板石敷の末部には、それらが滑り落ちるのを防止するための板石敷止板石を立て置き、その下流には河床の洗掘を防止するために割石敷を敷いている⁴⁾。更にその割石敷付近から19m程下流および右岸の元口掛の底樋出口付近に割石積の導水堤を築いている。以下、機能別に上流側から順に記載する。

吐井手（上流側）今回、堤に向かう北東側道路から約11m 30cm下流までを検出した⁵⁾。石材は凝灰岩製の板石敷⁶⁾で、内法約4m 80cmを測り、1尺を約30cmとすると16尺となる。今回検出した石数は、上流側、縦14石、横8石である。板石の縦と横の寸法は、第1表の通りであり、縦幅が約61～106cmでばらつきがあるのに対し、横幅は約50～66cmで吐井手内法幅の8石分である。このことから縦幅は規格性がなく不明であるが、横幅は2尺（約60cm）で切り出され敷かれたと推測される。石敷表面を観察すると、表面の摩耗の違いが各所で認められ、左岸の方が滑らかに摩耗しており、水あたりが激しかったことを物語っている。上流側から5石目、左岸側から1石目の石敷表面に「庄山」という文字があるのを確認した⁷⁾。この文字はノミ状の工具で斜方向の連続で刻まれているが、築造当時の石工が刻んだとしては簡素な印象を受ける。また、上流側から2石目、左岸側から2石目に梵字と考えられる刻印を確認した。この石材は表面が研磨されており、左斜め下および右斜め下の石材の横と隅を切り、はめ込まれて敷かれている。これらを考え合わせると、本来敷かれていた板石が水流により捲られ壊れたために何らかの転用材として持ってきた石材である可能性が高い。しかし、この刻印が石材の中心から向かって左側にずれており、また文字の大きさが石材の大きさに対して小型であることなどから板碑の転用材とは考えにくい。また、石敷表面に付着した岩ぜき系⁸⁾の漆喰を確認した。（第9図アミフセ範囲）しかし、石敷と石敷との目地に詰めていたのかは、目地を調査したが確認できなかった。この漆喰は、石敷間の漏水および洗剥ぎを防ぐため、もしくは石敷の上を滑らかに水が流れるようにデコボコした石敷表面⁹⁾を平らにする目的で敲き付けられていた可能性が高い¹⁰⁾。

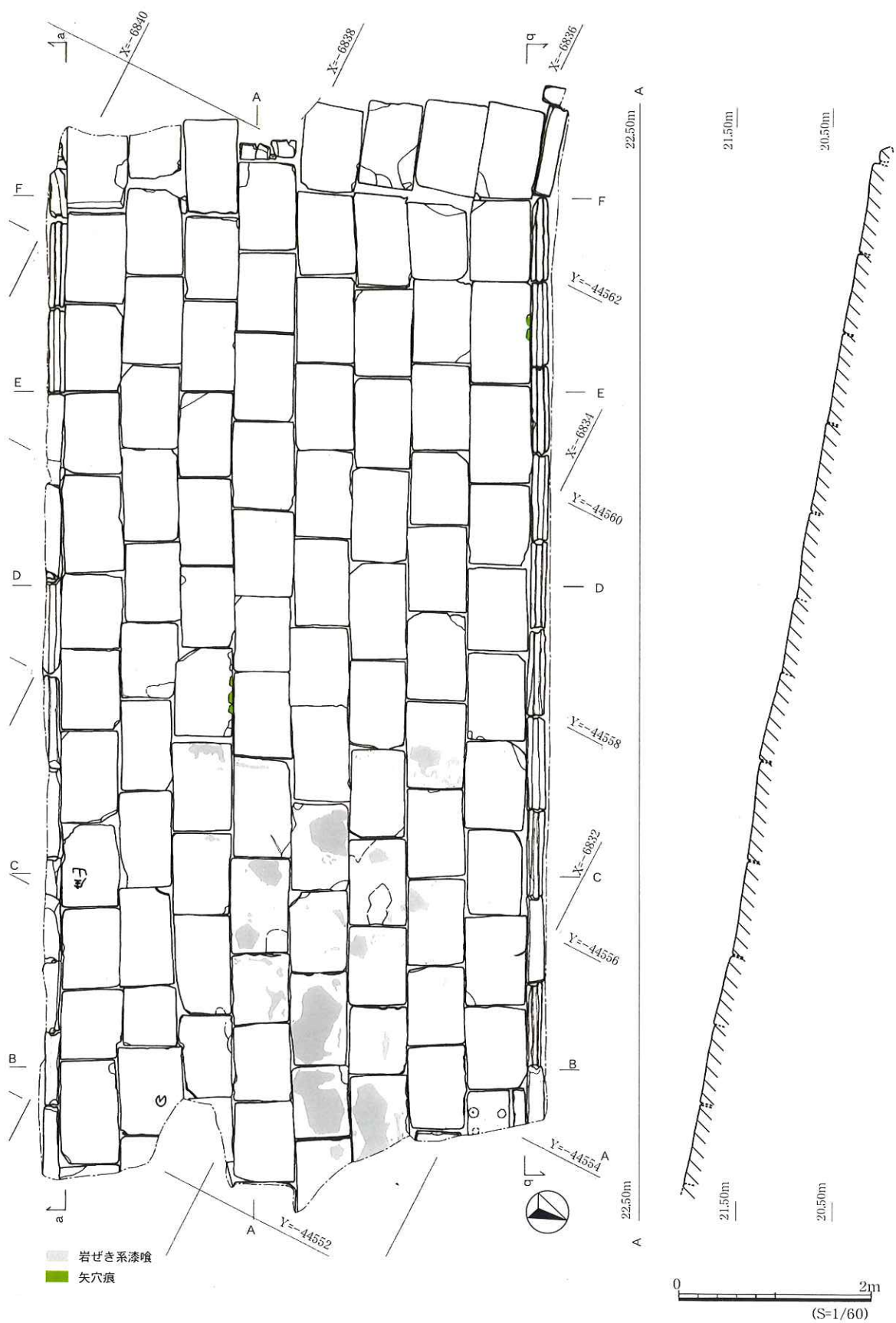
板石導水堤 吐井手板石敷両岸に立て置かれた板石の導水堤である。板石の上面および側面に組み合わせるための凹凸部を造り出している。現状では1石（板石敷面から約18cm前後）が現存しているが、凹凸部の存在から本来は、あと1石もしくは2石分の板石が組み合わせり、現在よりも高く組まれていたものと思われる。しかし、左岸側の板石の上面に凹凸部がほとんど存在しておらず、また、右岸側の側面の凸部が上流向きに組み合わせられている¹¹⁾のに対し、左岸側の側面の凸部は下流向き組み合わせられており付け替えられていると思われる。また、左岸板石敷表面の方が右岸に比べ表面の摩耗度が激しい。前述したように、これらのことを考え合わせると浮田下ノ池から流れ越してきた水のあたり方は左岸の方が激しかったものと思われる。



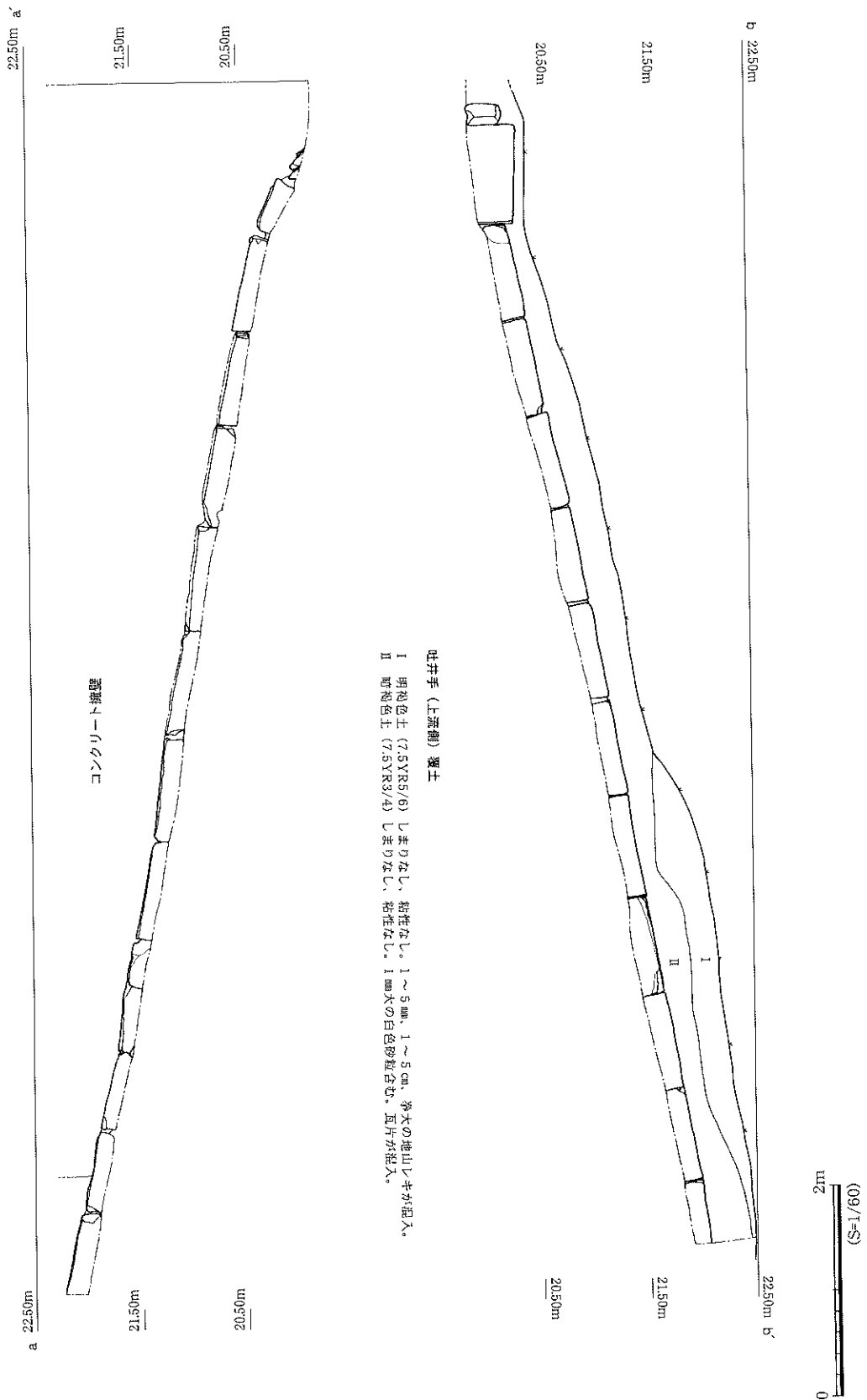
第7図 調査地遺構配置図



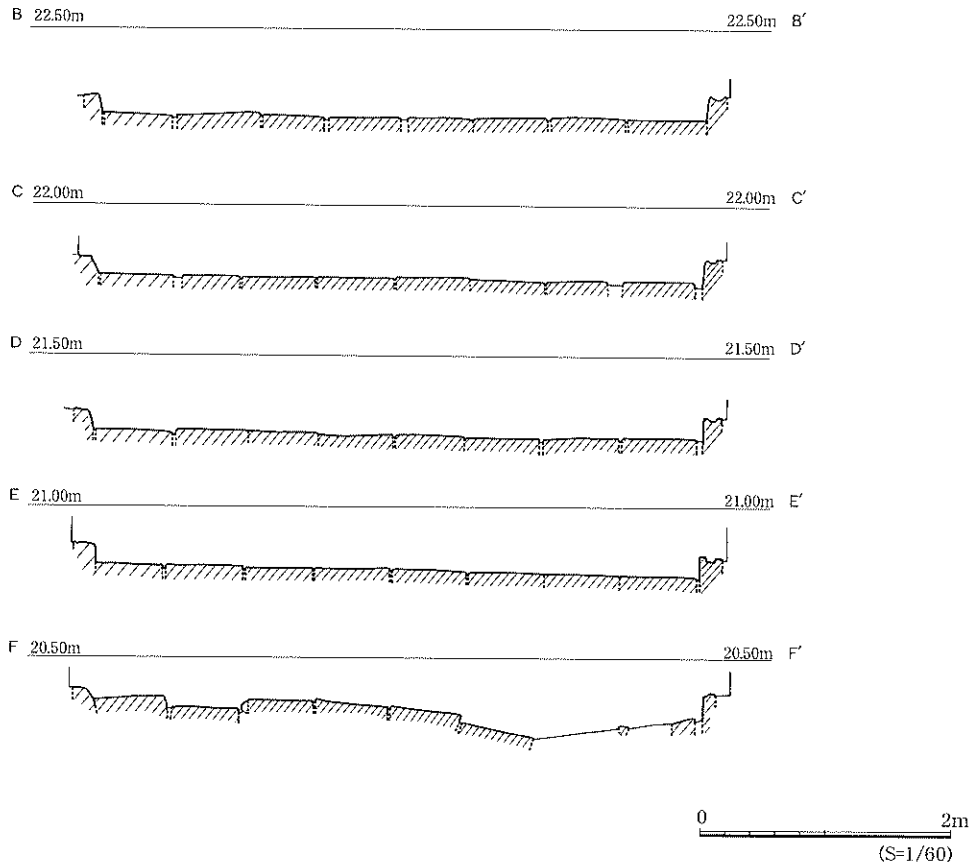
第8図 吐井手全体図



第9図 吐井手（上流側）平面図・断面図①



第 10 図 吐井手（上流側）立面図



第 11 図 吐井手（上流側）断面図②

吐井手（下流側） 上流側の板石敷と一連のもので凝灰岩製の板石敷である。横 9 石分、縦 10 石分であり、下流側の石列が左岸側に 1 石分多く施され広くなっている。これは下流側を広げることにより水を流れ易くするための構造であると思われる。また、前述したように板石導水堤側面の凹凸部は左岸、右岸ともに凸部を上流側に向けており本来の形状を残しているものと思われるが、左岸上流側の 2 石が横に倒れ乱れている。板石導水堤上面において赤土系漆喰（第 12 図アミフセ範囲）およびハット漆喰系漆喰（第 12 図・）が付着している箇所を確認した。このハット漆喰系漆喰は上流側の岩ぜき系漆喰とは別のものであり、この吐井手には岩ぜき系漆喰、赤土系漆喰、ハット漆喰系漆喰を確認することができ、築造当初を除くと最低二回の補修・補強が行われた可能性が高い。

板石敷止板石 吐井手板石敷の末部に 6 石の凝灰岩製の立石が施されている。この立石は板石敷が滑り落ちないように板石敷止めを目的に施されている。したがって、板石敷は下流側から施したものと思われる。

護床石敷 吐井手末部に施された約 50 cm 前後の石敷で、石材は花崗岩の割石である。石敷と石敷の間には栗石が積みられている。この石敷は、板石敷止板石を支える目的および水流による吐井手末部河床の洗掘を防ぐ目的で施されているものと思われる。また、この石敷は浮田下ノ池からの底樋出口付近の河床の洗掘を防止するため、さらに下流まで敷かれていたものと思われる。

石積導水堤 吐井手下流の左岸および右岸に施された石積の導水堤で、石材は護床石敷と同じ花崗岩の割石の野面積みである。

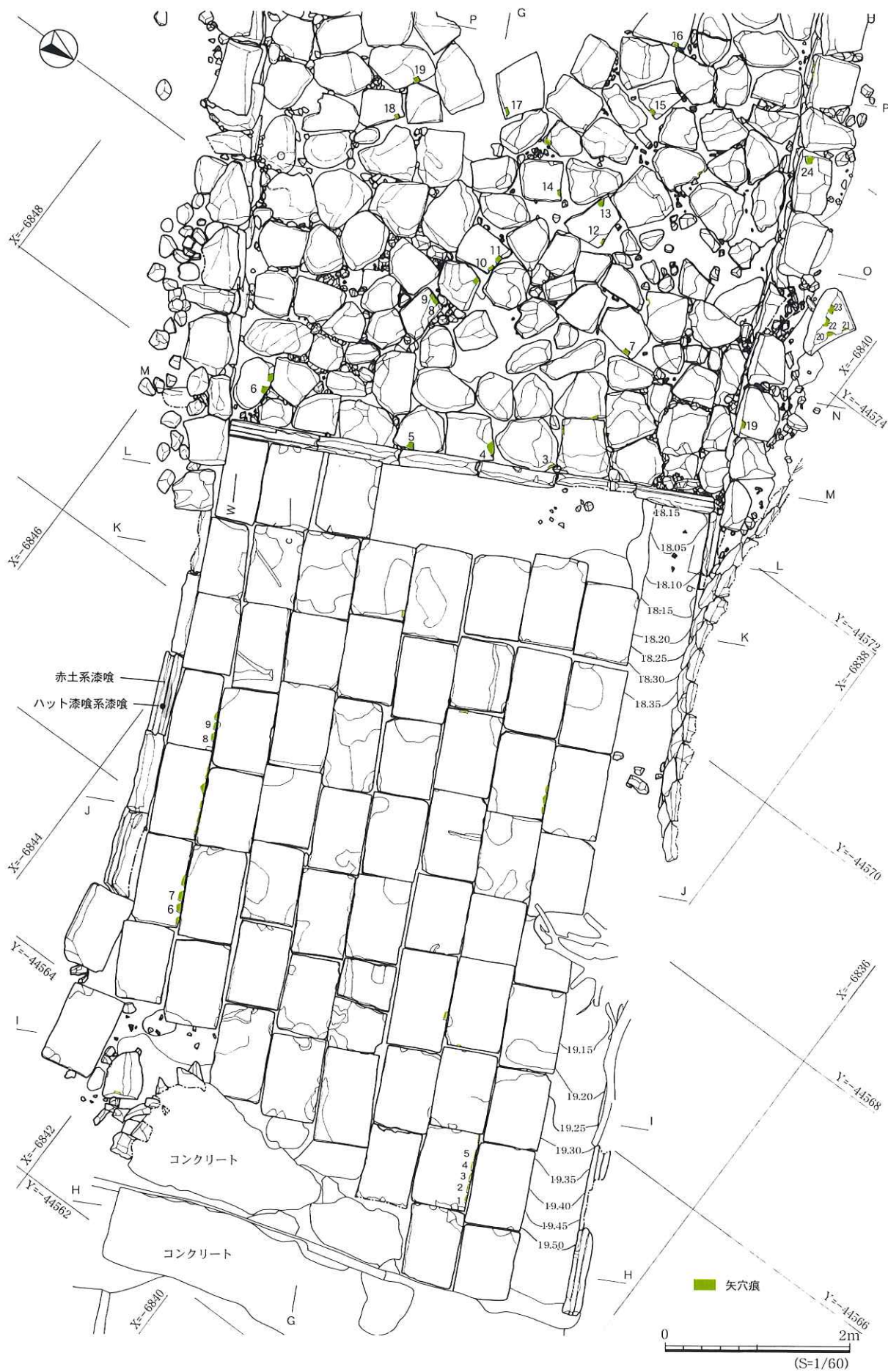
左岸の石積堤防は、長さ約 19 m、高さ約 1 m 前後で下流になるほど低くなり、地形に沿うようにやや開きぎみになっている。この石積も右岸と同様に上 3 石から 4 石の石面が揃っておらず、後に積み直されており、激しい水流により数回にわたり石積が破壊されたものと思われる。石積の裏込の状況を確認するため、石積背後に 3 箇所の特レンチ（1～3 トレンチ）を設定した。その結果、拳大の裏込栗石がぎっしりと詰め込まれており、これは雨水などの浸透による石積の崩落防止のため石積背後に詰め込んだものと思われる。

右岸の石積堤防は、左岸の石積堤防よりも短く長さ 6 m 前後、高さ約 80 cm 前後、3 段から 4 段積みである。左岸と同様に上部 3 石分の石面が揃っておらず積み直しが行われていると思われる。この積み直しは、石積導水堤の背後に昭和時代の谷積で施された浮田下ノ池の堤（堤防）保護用の石積が存在するため、その石積工事の際に積み直された可能性が高い。右岸のこの石積の機能としては、吐井手末部の板石導水堤左岸にあたり跳ね返った水流をこの石積により再び左岸の石積堤防の方向へ弱め跳ね返す役割と、浮田下ノ池からの底樋出口部分を保護する役目を持つものと思われ、護床石敷と同様に現存する石積よりもさらに下流まで積まれていたものと思われる。

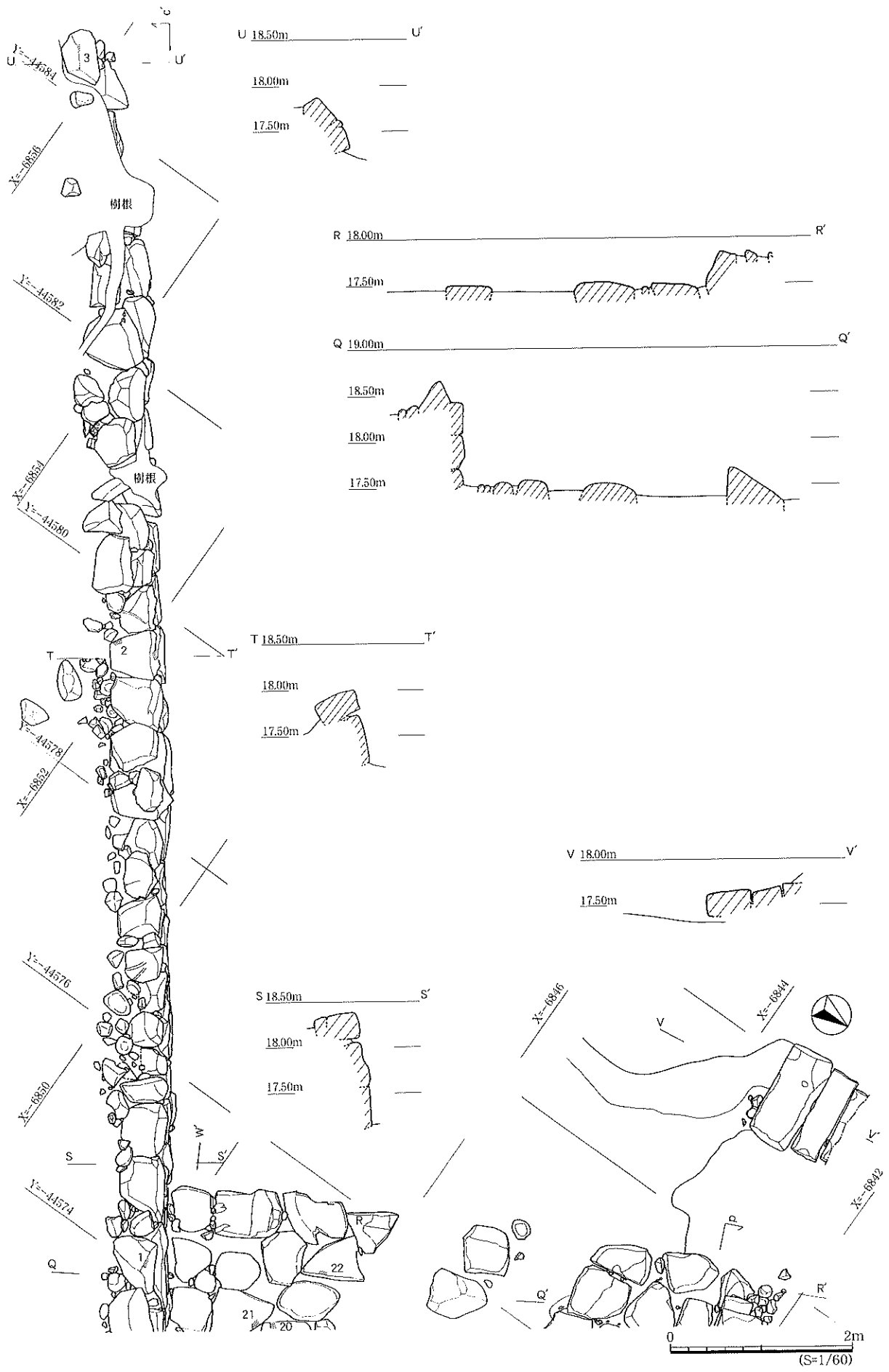
底樋出口 浮田下ノ池からの底樋の出口であり、野田掛の出発地点である。今回確認できたのは 3 石の凝灰岩板石であり、残りは浮田下ノ池の堤（堤防）からの土砂により覆われている。回想画にはドーム状の出口が描かれており現況とは異なっているが、現在もここから浮田下ノ池からの水が吹き出しており、浮田下ノ池築造当時の底樋出口の位置は変わっていないものと思われる。

注

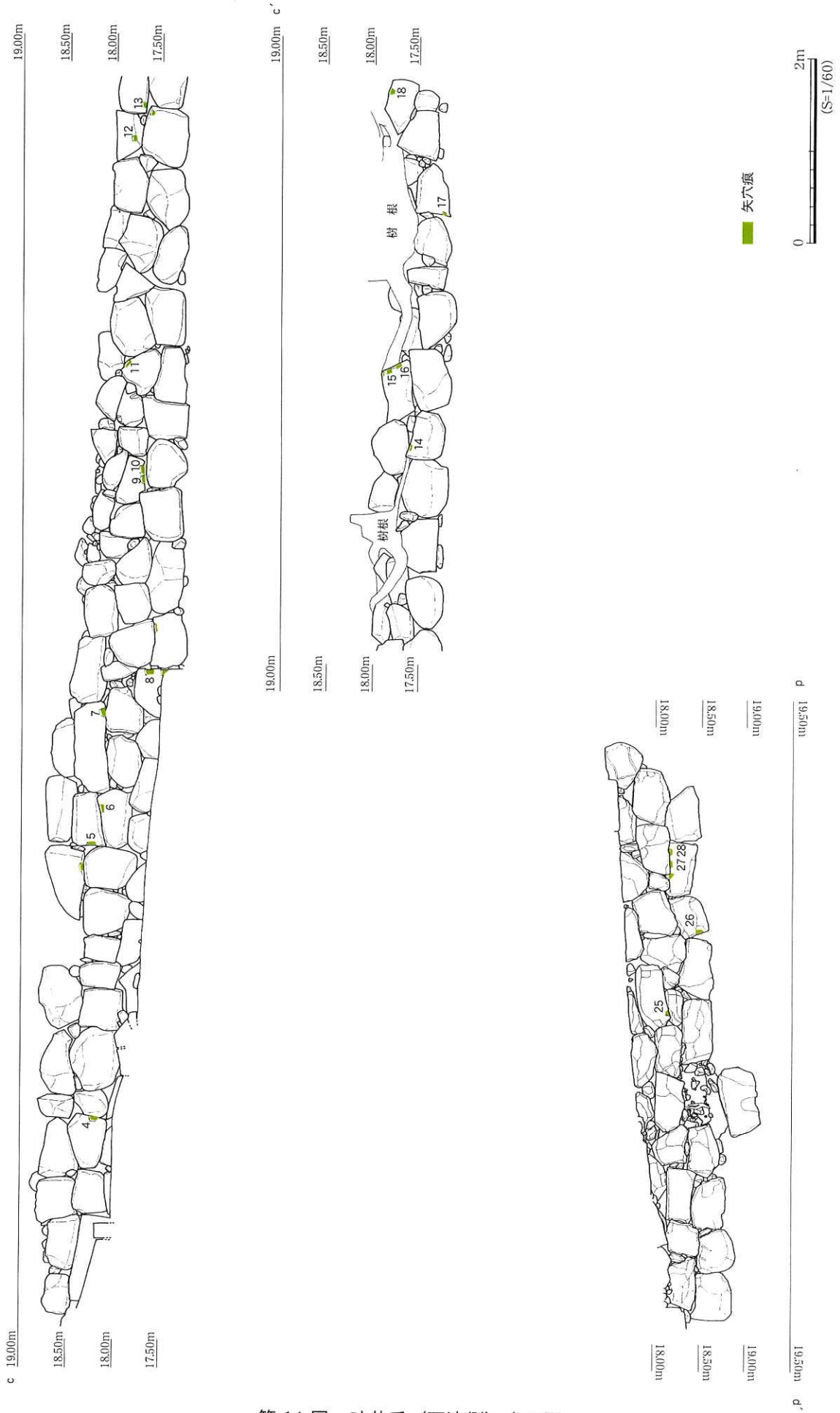
- 1) 永青文庫『町在』事業帳
- 2) 現在、農政上の溜池工事の設計では、溜池に付随するオーバーフロー用の施設を「余水吐」という名称が用いられている。
- 3) 浮田下ノ池からの水路は、堤西側から野田掛、元口掛、小清水掛の三条に分脈している。（本田彰男『肥後藩農業水利史』）
- 4) 立岡溜池（宇土市）に隣接する花園溜池の吐井手にも護床石敷が存在している。
- 5) 浮田下ノ池からの吐井手入口は、現在の溜池の南東側の斜樋付近ではなく、梨畑の道とほぼ同じ方向に延び溜池の東側になる可能性が高い。地元の人も溜池の縁に沿って水路が延びていたという。
- 6) 現在、大半の溜池は全面改修されており、当時の吐井手が現存しているのは少ないが、玉名市上小田にある鶴口溜池には築造当時の凝灰岩製の板石敷で造られた吐井手が現存している。
- 7) 浮田溜池の南西に「庄山」という大字名がある。また、同市岱明町と荒尾市の境を流れる行末川には以前、凝灰岩の切石を用いて造られた目鏡橋が存在した。（この目鏡橋は、昭和 41 年に取り壊され現存しないが、要石は個人宅に残されている。）この石橋の中央要石には「文政十一子天十二月 惣庄屋 竹崎治郎八 塘方助勤 小山右兵衛 庄屋 荒木八良兵衛 井樋方小頭定右衛門 大工 鍋村 圓助 石工 月田村 奎兵衛 善七 平七 武七 徳左工門」と架設関係者の銘が刻まれており、この吐井手の石敷普請は、庄山村の掛として、月田村の石工が関与していたかもしれない。
- 8) 焼貝灰、赤土、砂、松葉汁、塩を混ぜて臼で突いたもので水中でも固まる漆喰、あるいは赤土と石灰を混ぜたハット漆喰の可能性もあるとのこと。長井 勲氏のご教示による。
- 9) 凝灰岩を切り出す露頭では、同じ露頭でも含まれる石の大きさや硬度が各箇所違うとのこと。池田朋生氏のご教示による。
- 10) 轟水源（宇土市）の取水口の導水管の接合部や、湯ノ口溜池（山鹿市）では平成 4 年に全面改修された際に出てきた凝灰岩製の斜樋が復元され、凹部凸部付きの石材が集められており、斜樋の内側、石材表面および側面の凹部と凸部には二種類の漆喰が付着しているのが確認できる。
- 11) 凸部を上流側に向けることで水流のあたる面積を減らし強度を高めているとのこと。長井 勲氏のご教示による。



第 12 図 吐井手 (下流側) 平面図①



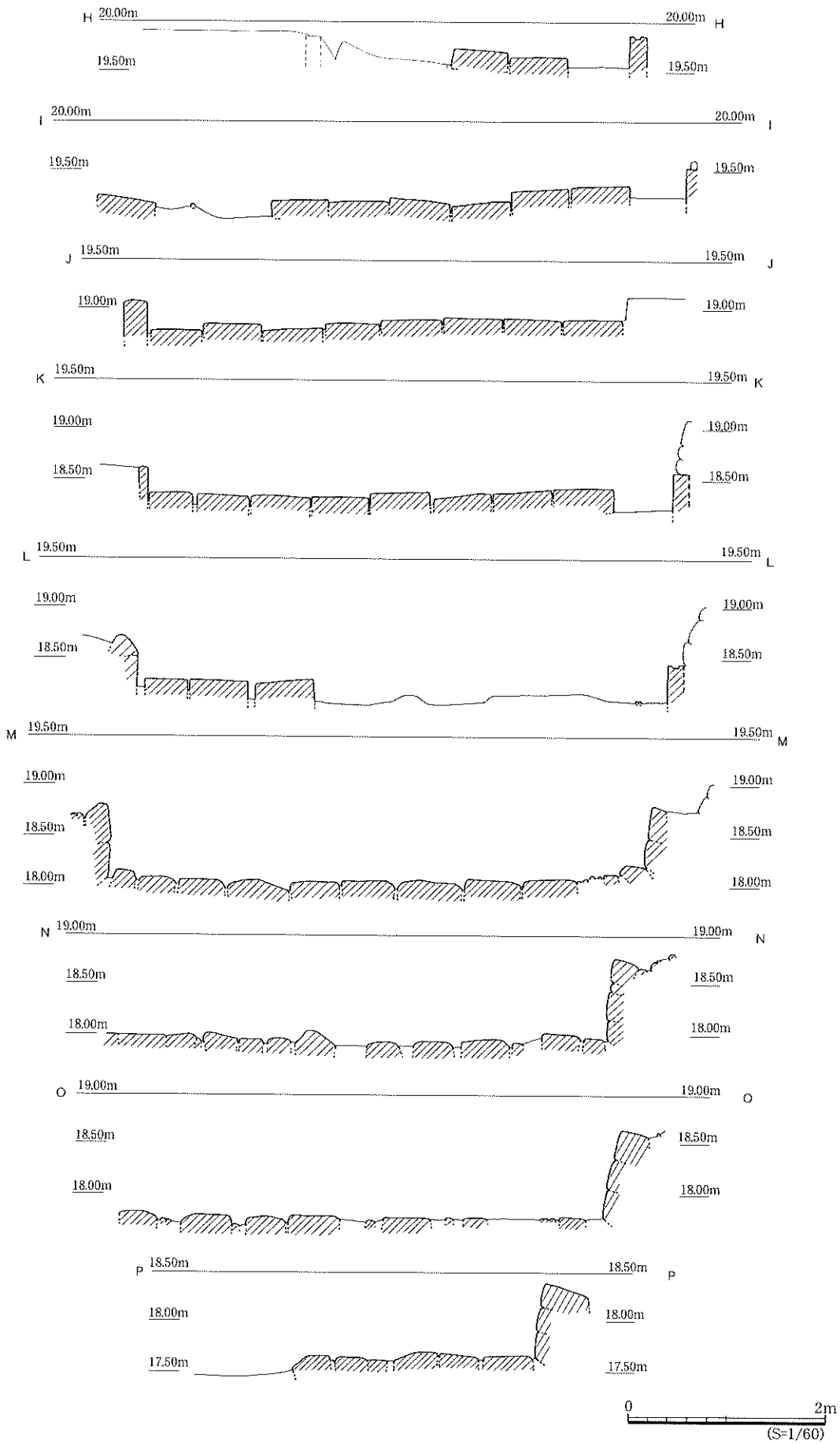
第 13 図 吐井手 (下流側) 平面図②・断面図①



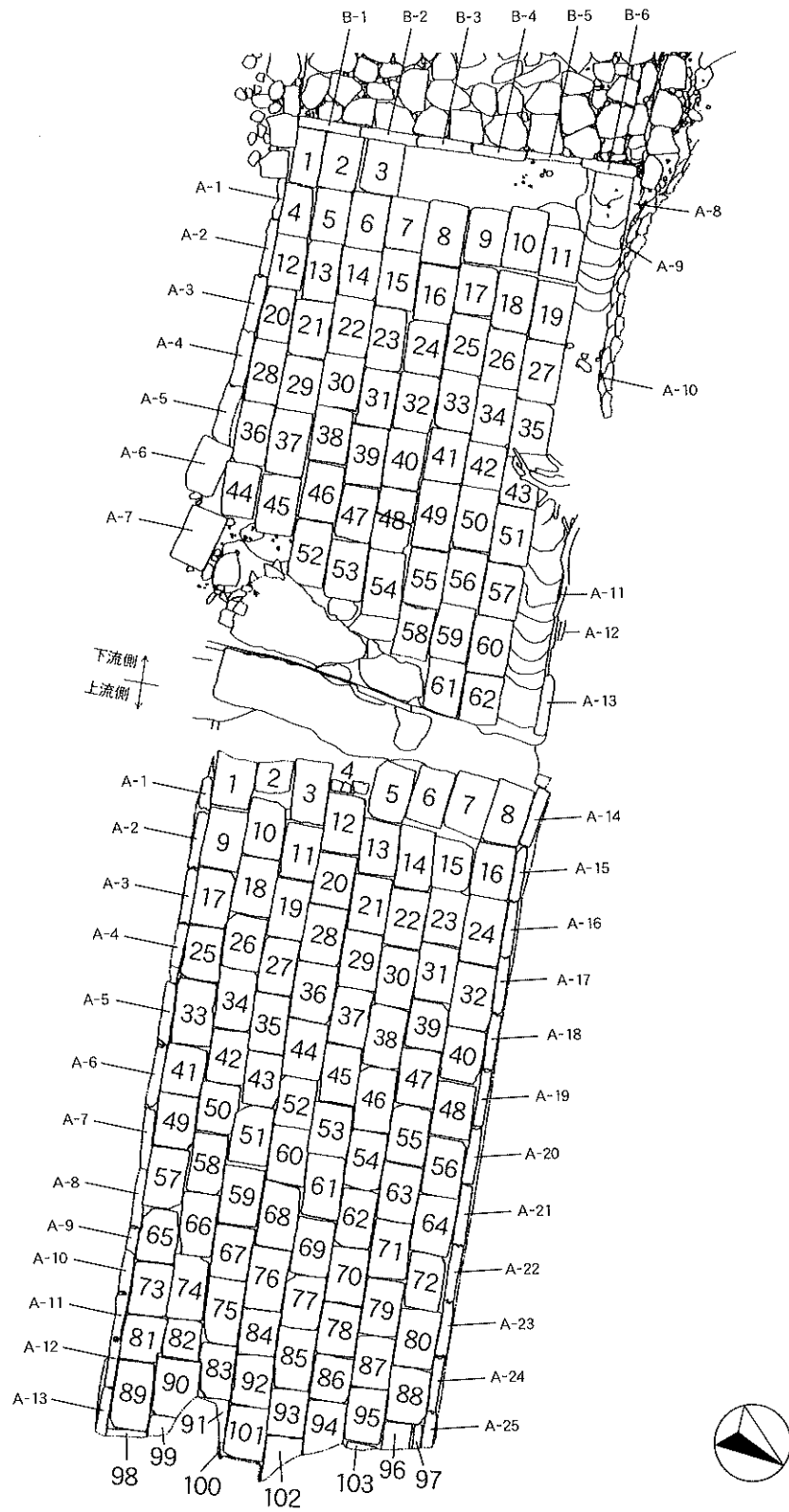
第 14 図 吐井手（下流側）立面図



第 15 図 吐井手（下流側）断面図②



第 16 図 吐井手 (下流側) 断面図③



第 17 図 吐井手板石敷計測番号図

上流側

No.	縦	横	No.	縦	横	No.	縦	横
1	—	62	51	92	60	A-1	—	—
2	—	54	52	76	56	A-2	86	—
3	94	54	53	82	60	A-3	82	—
4	—	—	54	90	58	A-4	93	—
5	88	60	55	90	62	A-5	102	—
6	84	56	56	90	60	A-6	88	—
7	91	64	57	94	56	A-7	96	—
8	95	60	58	92	51	A-8	92	—
9	92	61	59	91	61	A-9	38	—
10	87	58	60	90	59	A-10	71	—
11	82	56	61	97	57	A-11	71	—
12	90	60	62	90	54	A-12	76	—
13	82	59	63	88	60	A-13	—	—
14	94	56	64	90	64	A-14	94	—
15	77	60	65	84	59	A-15	86	—
16	82	62	66	99	54	A-16	87	—
17	88	57	67	84	59	A-17	88	—
18	90	62	68	101	59	A-18	100	—
19	92	56	69	89	59	A-19	88	—
20	80	58	70	87	58	A-20	87	—
21	88	59	71	90	60	A-21	86	—
22	90	62	72	87	57	A-22	88	—
23	86	60	73	82	58	A-23	85	—
24	104	61	74	101	54	A-24	86	—
25	84	56	75	103	57	A-25	—	—
26	88	62	76	97	60			
27	90	56	77	83	59			
28	90	62	78	80	60			
29	90	60	79	88	59			
30	92	59	80	92	64			
31	88	60	81	71	61			
32	100	62	82	61	55			
33	100	60	83	85	50			
34	94	60	84	72	57			
35	90	56	85	94	58			
36	92	64	86	69	59			
37	90	58	87	80	59			
38	96	60	88	86	63			
39	74	60	89	106	59			
40	82	62	90	90	66			
41	78	62	91	67	—			
42	80	58	92	80	57			
43	84	56	93	74	58			
44	88	64	94	—	60			
45	90	56	95	86	61			
46	100	60	96	—	—			
47	86	62	97	—	—			
48	86	62	98	—	59			
49	83	59	99	—	—			
50	78	60	100	—	—			
			101	82	63			
			102	—	57			
			103	—	—			

下流側

No.	縦	横	No.	縦	横	No.	縦	横
1	92	44	41	82	61	A-1	—	—
2	90	60	42	70	60	A-2	90	—
3	85	60	43	74	59	A-3	88	—
4	82	44	44	83	53	A-4	88	—
5	88	53	45	92	60	A-5	93	—
6	90	60	46	88	59	A-6	86	52
7	82	60	47	83	55	A-7	90	58
8	100	62	48	96	60	A-8	84	—
9	90	62	49	104	60	A-9	—	—
10	98	62	50	96	60	A-10	—	—
11	82	60	51	88	61	A-11	—	—
12	83	52	52	100	57	A-12	92	—
13	92	52	53	89	61	A-13	90	—
14	76	62	54	102	57	B-1	97	—
15	90	60	55	87	59	B-2	90	—
16	88	60	56	85	60	B-3	84	—
17	77	61	57	82	59	B-4	83	—
18	90	62	58	79	55	B-5	86	—
19	91	60	59	85	59	B-6	88	—
20	84	50	60	88	61			
21	90	60	61	83	59			
22	90	62	62	78	59			
23	98	54						
24	82	60						
25	88	60						
26	90	61						
27	96	61						
28	100	52						
29	86	60						
30	84	62						
31	90	56						
32	90	60						
33	92	60						
34	91	60						
35	92	61						
36	98	52						
37	102	60						
38	86	58						
39	92	58						
40	92	60						

A=導水堤板石
B=護床石敷板石
縦横 単位:cm

第1表 吐井手板石敷計測表

第3節 下流石積

左岸石積堤防の端から下流に約14m離れた水路の両岸に積まれた3段積みの石積である。

左岸、右岸ともに長さ約5mで水路幅は上流側が約2m、下流側が約1.6mを測り上流側に向かって「漏斗の口」のように開き水を集める形状となっている。

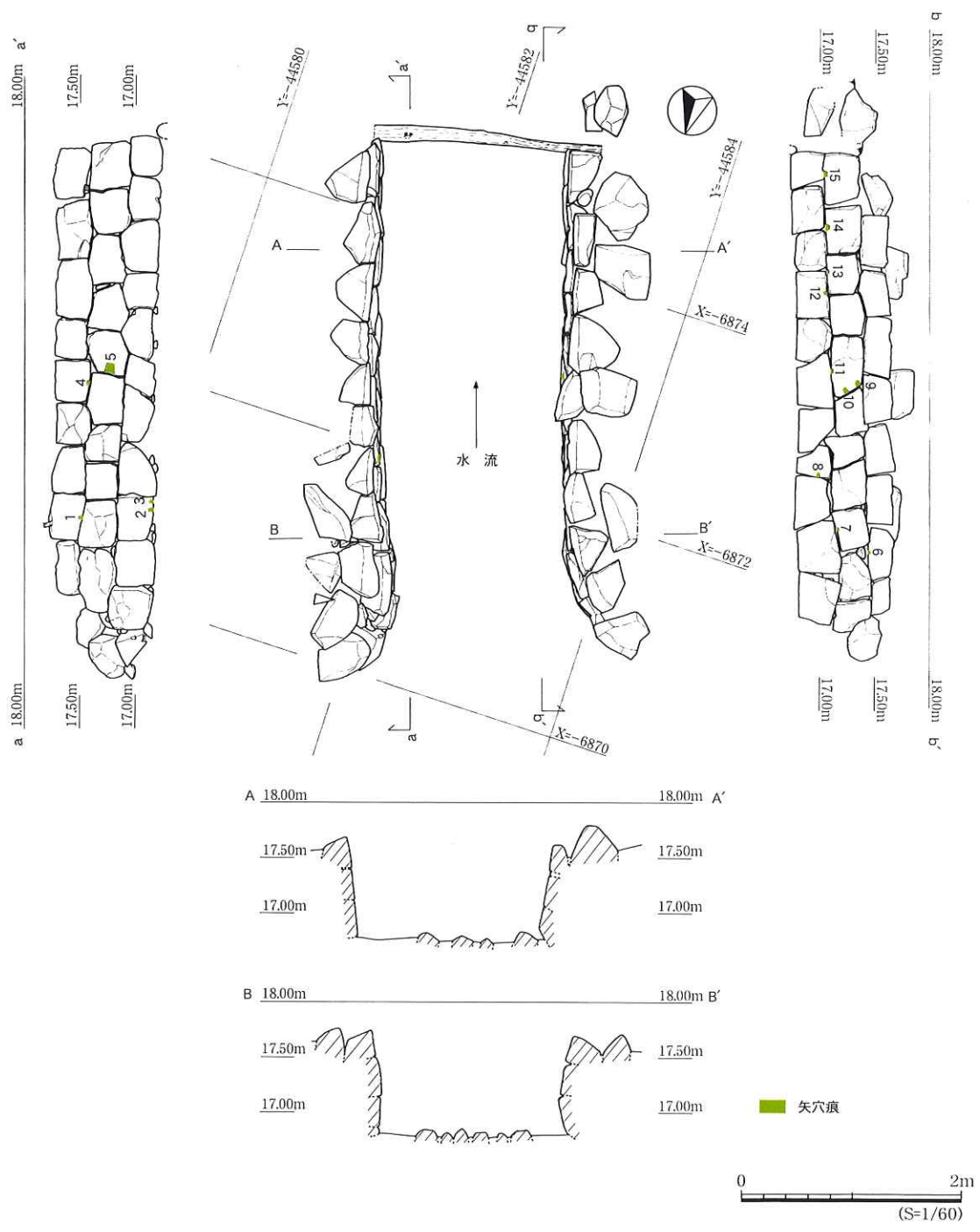
石材は、吐井手石積導水堤と同じ花崗岩の割石であるが、石の積み方が石と石との目地を現場において加工し、「相端合わせ」で積まれており吐井手の石積堤防の積み方とは異なり緻密である。また、石材背後の控えが三角系に近く「間知石積」に近い積み方をしている。これらのことから考えるとこの石積みは、比較的新しいものであると思われる。また、相端合わせをしていることや裏込栗石が存在しないことなどから推測すると、石積技能者というよりも加工を主体とする石工の仕事である可能性が高い。

また、上流側左岸において川床に打ち込まれた木杭および下流側において石積末部両岸の石の側面と接するように松材の横木を検出した。後者は、両岸の石積の長さを揃えるため、あるいは石積崩落防止の石留めのため、もしくは川床が砂層であるため石積下部の砂の洗掘を防ぎ河床の沈下による石積崩落を防止するために施されたものと考えられる。

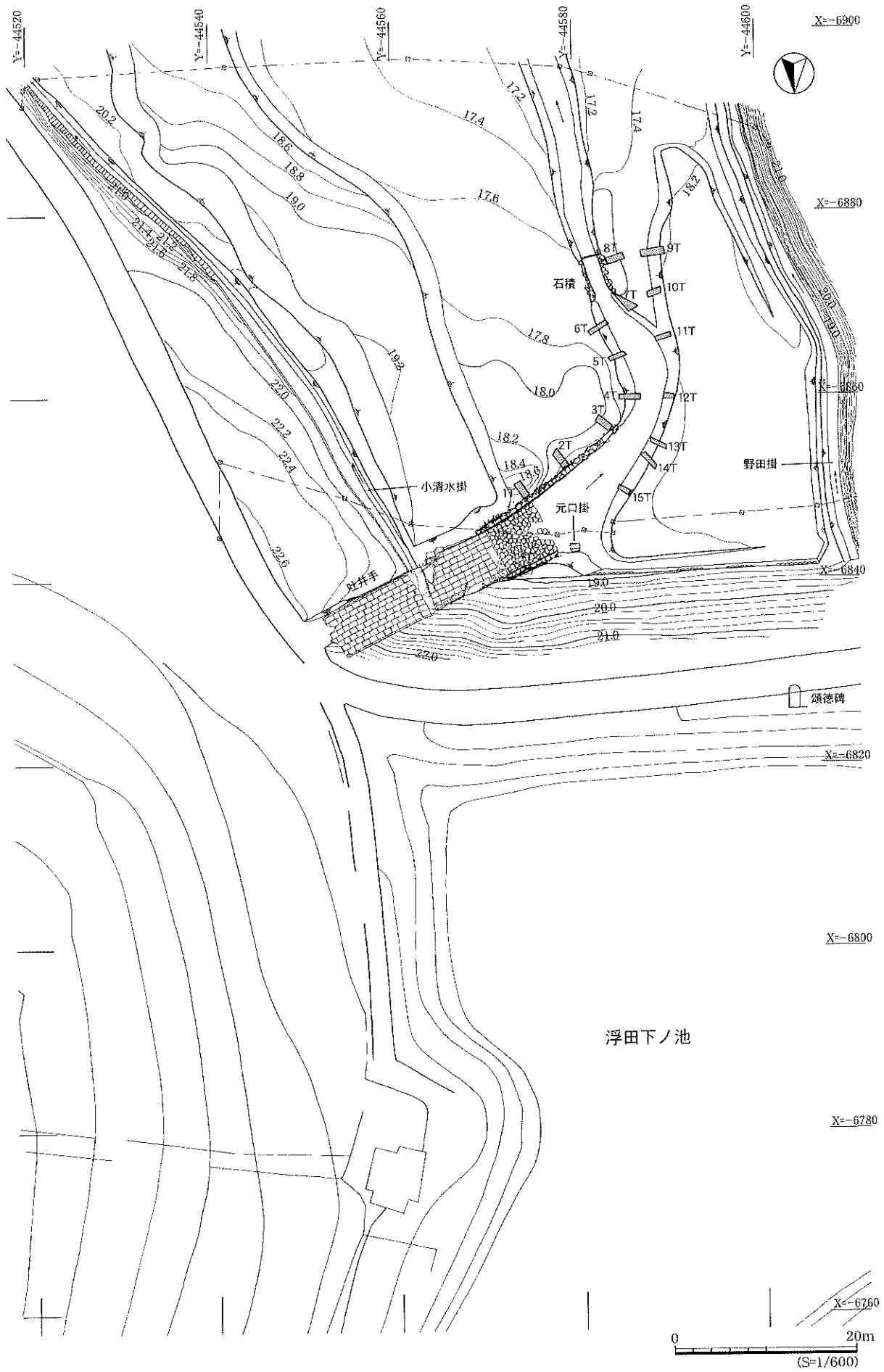
今回検出したこの石積みは、吐井手構築後（明治時代以降）に何らかの理由により浮田下ノ池からの水量が縮小し、その結果水路幅が狭くなった部分の水あたりが強くなるのを石積で補強するために施されたものであると思われる。



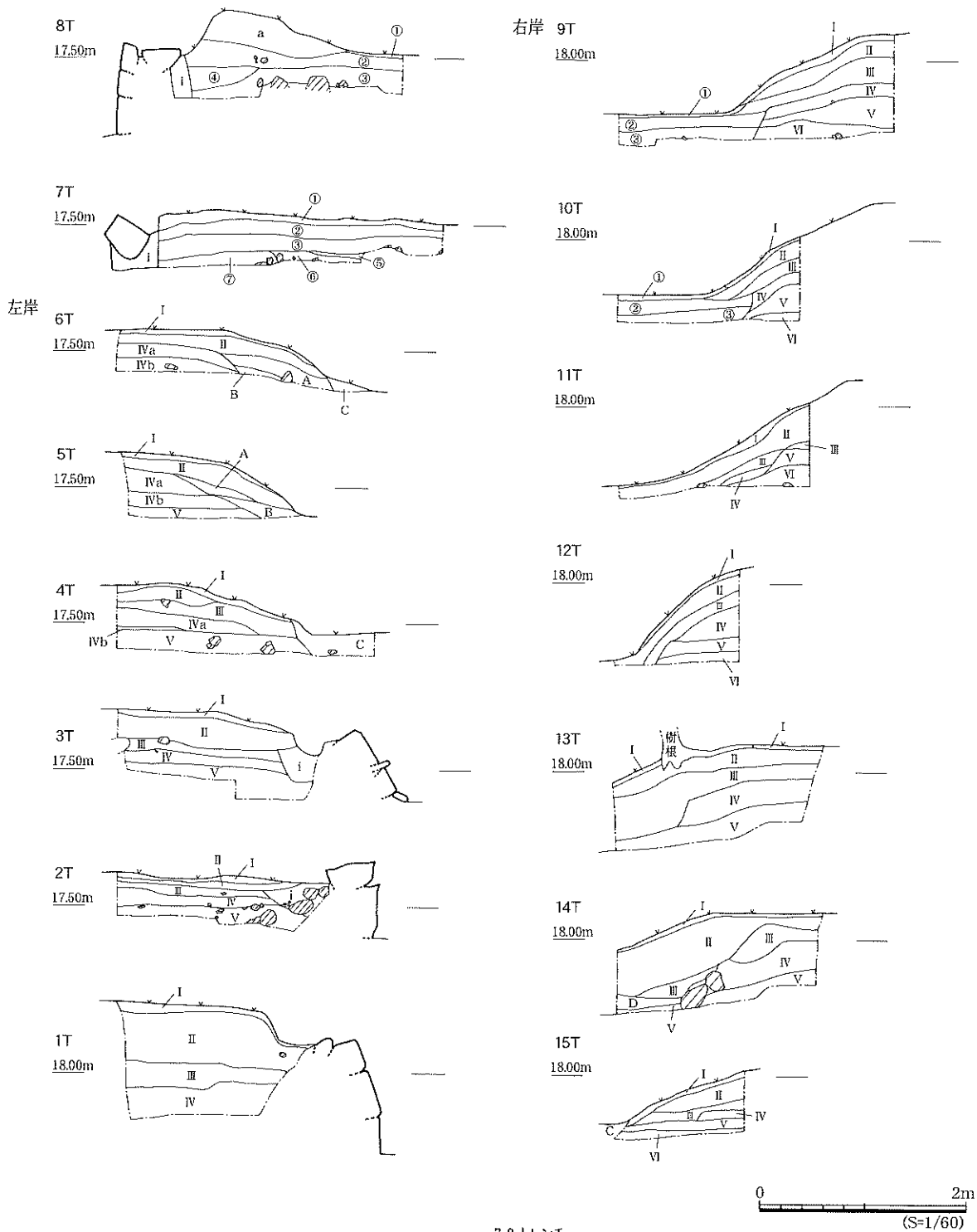
本文図版1 下流石積



第 18 图 下流石積 平面図・立面図・断面図



第 19 図 トレンチ配置図



4~6トレンチ

- I 灰褐色土 (7.5YR4/2) ややしまり、やや粘性強い。1~2mm大の白色礫含む。1Tの1に相当 (色調が違うのは1Tよりもレベルが低いため)。表土。
- II 暗褐色土 (7.5YR3/3) ややしまり、やや粘性強い。1~2mm大の白色礫含む。5~10cm大の裏込石、凝灰岩片含む。近世の耕作土。
- III 灰褐色土 (7.5YR4/2) ややしまり、やや粘性強い。1~3mm大の白色礫含む。1cm大のマンガンを含体的に含む。
- IVa 灰色土 (5Y4/1) ややしまり、やや粘性強い。全体的にVの砂粒を含む。ブロック状にマンガンを含体的に含む。古代の灌漑路。
- IVb 灰色土 (5Y4/1) ややしまり、やや粘性あり。IVaよりも暗く、粘性が弱い。砂の量が多い。1mm大の白色砂粒を含む。VとIVaの漸次層。
- V 灰色砂 (5Y5/1) しまり、粘性共に全くない。ほとんど1~3mm大の白色礫。この砂層上面で須恵器片出土。3cm~拳大~人頭大の石を多量に混入。
- A 褐色土 (7.5YR4/3) ややしまり、やや粘性あり。1mm大の白色礫含む。黒く濁っている色調である。1cm大の黄色地山礫含む。
- B 灰オリーブ土 (5Y4/2) 水分によりややしまり、やや粘性があり。1mm大の白色礫を含む。土と土の間に隙間があり崩れている。
- C オリーブ黒色土 (5Y3/2) 水分によりややしまり、やや粘性あり。ガタ上げ土。1mm大の白色礫含む。黒灰色濁っている。

1~3トレンチ

- I 暗褐色土 (7.5YR3/4) しまりなし、粘性なし。1~2mm大の白色礫含む。1cm~拳大の裏込石と同じ礫、瓦片混入。サラサラしている。表土。
- II 暗褐色土 (7.5YR3/3) しまりなし、粘性なし。1~5mm大の白色礫含む。砂を多く含む近世に耕作された土。
- III 灰褐色土 (7.5YR4/2) ややしまり、やや粘性あり。2~5mm大の白色礫含む。IVに砂が残っているような土。やや粘性があるが砂質感が強い。ブロック状にマンガン含む。IVが耕作された土。
- IV 褐色土 (7.5YR4/1) しまり、粘性あり。1~2mm大の白色礫含む。ブロック状にマンガン含む。
- V 灰色砂 (5Y5/1) しまり、粘性共に全くない。ほとんど1~3mm大の白色礫。この砂層上面で須恵器片出土。3cm~拳大~人頭大の石を多量に混入。
- i 灰褐色土 (7.5YR4/2) しまりなし、粘性なし。1~2mm大の白色礫含む。拳~人頭大の裏込石混入。石積裏込め土。

7.8トレンチ

- ① 灰褐色土 (7.5YR4/2) ややしまり、やや粘性あり。常に水分を含みジユタついている。旧水路の表土。
- ② オリーブ黒色土 (5Y3/2) ややしまり、やや粘性あり。1mm大の白色砂粒含む。
- ③ 灰色砂 (5Y4/1) しまりなく粘性な砂層である (1~2mm大)。1cm~拳大の礫含む。
- ④ 灰褐色土 (7.5YR5/2) ややしまり、やや粘性あり。1mm大の白色砂粒含む。竹の根によるマンガン含む。
- ⑤ 暗オリーブ灰色砂 (5GY4/1) しまりなし、粘性なし。水分を多く含む。根によるマンガン含む。
- ⑥ オリーブ黒色土 (5GY2/1) 1~2mm大の白色砂粒含む。ややしまり、シルト質である。根によるマンガン含む。

- ⑦ 灰色土 (5Y5/1) 1~5mm大の白色砂粒含む。ややしまり、やや粘性あり。根によるマンガン含む。水分を多く含む。
- a 暗赤褐色土 (5YR3/2) しまりなく、粘性なし。バサバサしている。竹根の鉄分により赤味を帯びている。竹のササが落下して腐植土化したもの。
- i 灰褐色土 (7.5YR4/2) ややしまり、やや粘性あり。竹根が多く入る。竹根によるマンガン含む。石積裏込め土。

9~15トレンチ

- I 暗褐色土 (7.5YR3/4) しまりなし、粘性なし。1mm大の白色砂粒含む。表土。
- II 褐色土 (7.5YR4/3) ややしまり、粘性なし。1mm大の白色砂粒含む。
- III 灰褐色土 (7.5YR4/2) しまりが強く、粘性あり。1~3mm大の白色砂粒含む。ブロック状にマンガン含む。IV層が耕作された土。
- IV 灰褐色土 (7.5YR5/2) しまりが強く、粘性あり。1mm大の白色砂粒含む。ブロック状にマンガン含む。黒い炭化物に似たものを含む。
- V 褐色土 (7.5YR4/1) しまりが強く、シルト質の粘性がある。炭化物含む。マンガンのタレが全体的にある。
- VI 褐色土 (7.5YR5/1) しまりがなく、粘性なし。砂である。拳大の礫が入る。
- ①、②、③は7.8トレンチの①、②、③と同じ
- C 4.6トレンチのCと同じ
- D にぶい黄褐色土 (10YR4/3) ややしまり、やや粘性あり。1mm大の白色砂粒を含む。水分を多く含む。

第20図 トレンチ土層断面図

第4節 石材に残る矢穴痕

吐井手の板石敷、護床石敷、石積導水堤および下流石積の石材には矢穴痕を残すものが存在する。

矢穴痕とは、石丁場において石材を切り割る際に矢を入れる穴を石切り道具である「セツウ」や「ノミ」を使用し連続して数箇所掘る。その穴に矢を差し込み「ゲンノウ」で叩き割り半裁した際に石材の両方の割れ口に残される痕跡である¹⁾。今回検出した矢穴痕は、いずれも正方形、台形および逆台形を呈しており底の両端が角張っている²⁾。

矢穴痕の編年については、現在、大坂城普請の石垣の矢穴痕で検討が進められているが、今回のような近世の農業水利施設に伴う石積の矢穴痕とは、石材の大きさが異なり、また地域性もあり一概に城普請の石垣の矢穴痕を当てはめることができない。従って今回は、肥後藩においての江戸時代後期から明治時代にかけての玉名地域での農業水利施設の石材に残された矢穴痕の大きさおよび形状の一例として捉えておきたい。

注

- 1) 矢穴は、矢よりも大きめに掘り矢の腹で割っていくため、矢穴の大きさは必ずしも矢の大小を示すものでないとのこと。北垣聰一郎氏のご教示。
- 2) 矢穴痕の底の両端が角張っているということは、ノミだけで矢穴を掘ると底が乱れるため、ノミで掘った後に底部分を「ソコツキ」というノミで浚えて均す。それを行うことにより矢を入れ叩き割る際に割れ易くなるとのこと。北垣聰一郎氏のご教示。

(単位: cm)

板石敷				護床石敷				石積導水堤				下流石積			
No.	割口側	割口対側	幅	No.	矢口	矢底	深さ	No.	矢口	矢底	深さ	No.	矢口	矢底	深さ
1	9.0	8.5	1.8	1	6.5	6.0	1.1	1	8.0	9.0	4.0	1	4.0	2.0	3.0
2	9.0	9.0	1.9	2	8.0	9.0	2.9	2	6.0	7.0	4.5	2	4.0	3.0	4.0
3	9.5	8.5	1.1	3	8.0	8.0	1.5	3	5.0	5.0	3.8	3	3.5	3.0	3.5
4	12.0	9.0	1.2	4	13.0	9.0	7.5	4	7.0	5.5	5.5	4	5.0	3.0	2.8
5	12.0	10.0	1.2	5	6.0	5.0	6.9	5	7.5	7.0	3.8	5	8.0	4.0	8.9
6	12.0	8.0	4.0	6	7.5	6.0	5.5	6	7.0	9.0	3.3	6	3.0	2.5	2.3
7	12.0	7.0	4.2	7	6.0	6.0	5.0	7	8.0	7.0	4.4	7	3.0	2.0	2.5
8	9.0	5.0	2.2	8	4.0	6.0	5.0	8	7.0	7.0	5.9	8	3.0	2.0	3.5
9	9.0	6.0	2.2	9	5.5	7.0	4.3	9	6.0	7.0	3.8	9	3.0	2.0	5.5
				10	5.5	7.0	4.0	10	8.0	8.0	4.1	10	2.5	2.0	5.5
				11	7.0	7.0	5.3	11	8.0	8.5	3.5	11	4.0	2.5	1.7
				12	5.5	5.5	2.4	12	5.5	5.0	4.7	12	3.0	2.0	2.0
				13	7.0	3.0	7.7	13	5.5	6.0	3.5	13	3.0	2.0	2.3
				14	8.0	5.0	4.1	14	7.0	7.5	2.2	14	4.0	3.0	3.8
				15	5.0	6.0	4.5	15	5.0	6.0	4.8	15	5.5	4.0	3.3
				16	6.0	6.0	3.2	16	5.5	6.0	4.1				
				17	6.0	7.0	3.9	17	4.0	3.0	3.8				
				18	5.0	5.5	5.0	18	6.0	5.0	5.5				
				19	6.0	6.0	5.8	19	7.0	5.0	4.3				
				20	6.0	6.0	5.9	20	7.0	2.0	4.6				
				21	8.0	7.0	6.0	21	6.0	5.5	1.3				
				22	7.0	7.0	3.9	22	8.5	8.0	5.3				
								23	7.5	8.0	5.5				
								24	6.5	5.0	8.0				
								25	7.0	4.0	4.4				
								26	9.0	7.0	4.5				
								27	8.0	6.0	3.8				
								28	9.0	6.0	3.2				
最大	12.0	10.0	4.2	最大	13.0	9.0	7.7	最大	9.0	9.0	8.0	最大	8.0	4.0	8.9
最小	9.0	5.0	1.1	最小	4.0	3.0	1.1	最小	4.0	2.0	1.3	最小	2.5	2.0	1.7

第2表 矢穴痕計測表

第5節 出土遺物

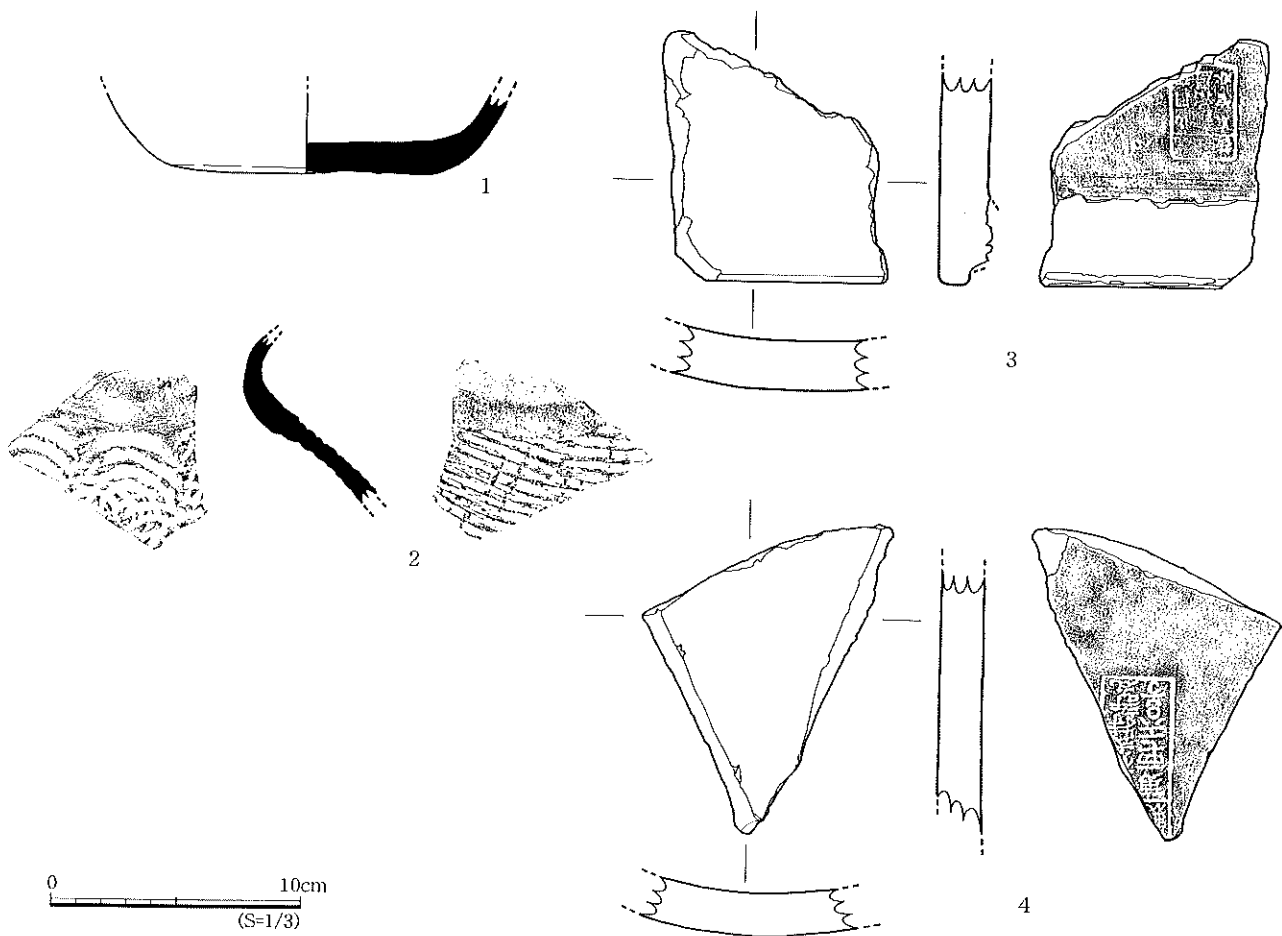
調査地のトレンチおよび吐井手の覆土内からは、須恵器片ならびに瓦片が出土した。

須恵器 1は、右岸に設定した9トレンチからの出土した坏である。残存率3分2程度、底径11.5cmで口縁部が欠損している。内面調整は、底部からの立ち上がり部分が回転ナデ、底部はナデを施す。外面調整は底部からの立ち上がり部分が回転ナデ、底部は回転ヘラ切りで切り離れたのち、不定方向のナデを施している。2は、2トレンチから出土した甕の頸部付近の破片である。口縁部付近は内外面ともに横方向のナデ、肩部付近は内面に青海波状の当て具痕が残り、外面は格子目状のタタキを施している。1、2ともに古代に属するものであろう。

瓦 3は、軒瓦で軒先面と垂れ付近に横方向のハケを施している。内側に「筑口後 山門郡 鍛冶屋 東宮永」¹⁾と押印されている。4は、種類は不明で内側に「□□製 □□□特許瓦 第一四七一六〇号」と押印されている。この瓦2点は、上流側の吐井手板石敷の覆土内から出土したものであり、吐井手に水が流れなくなり土が堆積し始めた時期を示すものであり、吐井手の機能が無くなってから廃棄された瓦片であろう。

注

1) 現在、福岡県柳川市に東宮永町がある。明治45年3月に調整された『福岡県山門郡東宮永村是』には「工業部 三、雑類 瓦 2,310,000枚 30,030,000・・・」「二、瓦職工 本村ニ於ケル瓦製造ハ社会ノ進歩ニ伴ヒ其需用逐年増加シツヽアリ販路八年一年ト擴張セヨレ當今熊本縣ヲ最トシ長崎鹿児島ノ貳縣地方ニ延ビ・・・」(柳川市史 史料編I 地誌 P721,729)と記載されており、今回出土した瓦片は柳川産と推測する。



第21図 出土遺物実測図

第6節 浮田溜池への導水

浮田溜池への貯水は、『浮田池記』によると「一ノ口川水並日嶽東平より水取入之仕法種々工夫に相成夫々相整候」とあるように、溜池周辺の谷川では集水量が極めて少ないため、約250m離れた水系の異なる一ノ口川（築地川の上流）から非灌漑期の余水（いわゆる冬水）と取水地点周囲の山地からの直接流入¹⁾を上ノ池に導水し貯蓄する手法が取られており²⁾、現在も築地側にある取水地点には花崗岩製の堰門³⁾やそれに伴う石積が現存し使用されている⁴⁾。

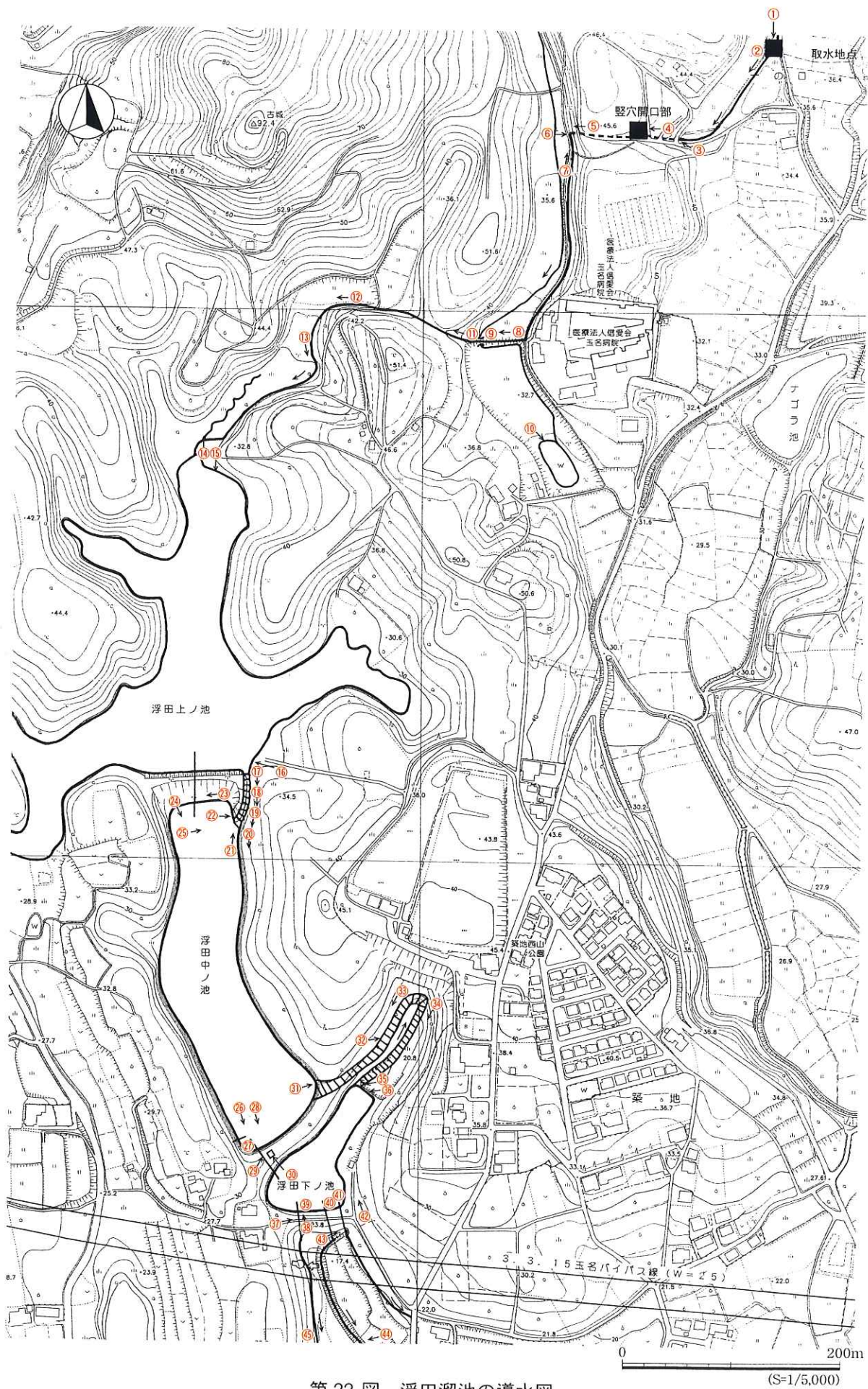
取入地点から南西方向約100mさらに西へ約30m地点の水路には、凝灰岩切石組みの暗渠区間が約100mあり、その中間地点には花崗岩切石で組まれた約5m四方の竪穴状の開口部が設けられている。『浮田池記』では「築地村懸一ノ口より浮田堤江水取入の仕法二付て居込に相成候分」とあり、この暗渠については「埋樋 長五捨間 内法高サ三尺 幅式尺」とあり、この導水工事に要した入目銭は「拾貳貫目程」、夫「貳万五千人程」と記されている。この開口部は、暗渠区間のほぼ中間地点に居込まれており、工事はこの竪穴を出発点として両サイドに谷状に掘り進め、凝灰岩の板石で水路を構築後、上部から土を被せて造られたものであると思われる。通水後は水路内部に土砂が堆積した際の除去作業および水路管理用の出入口としての竪穴として利用されたものと思われる⁵⁾。

浮田上ノ池までの導水は、一ノ口川の南方向への流路が取水堰を閉めて南西方向に変えられ、さらに取水堰から約100m地点で西へ進み、谷部である竹林下の約100mのトンネル状水路を通り抜ける。その入口地点から約40mで花崗岩石組造りの竪穴（通称百間井樋）が存在する。トンネル状水路を抜けると南へ直に折れ⁶⁾、やや西へ地形に沿いながら蛇行し、玉名病院東側の谷部分を盛井手⁷⁾が直線的に約50m施され谷を越す。そして、山と山との間の尾根間を長さ約80m整形、山裾を南西方向に流し、一本の小川と合流させ浮田上ノ池の北側頂部に辿りつく導水路が造られ取水する仕組みとなっている。

浮田上ノ池と浮田中ノ池とは底樋で結ばれ、さらに放水路（吐井手）が設けられている。この放水路は『浮田池記』において「水越板石三ヶ所にて 百三十坪余」と記されているように、当時は板石で造られていたと思われる⁸⁾。浮田中ノ池と浮田下ノ池との間には水を落とす斜樋⁹⁾が設けられており、かつては木栓で水量を調整していたという。

注

- 1) 本田彰男『肥後藩農業水利史』によると「直接流入は日岳東平の溪水、山水を溜池に流しこんでいる」と書かれている。
- 2) 溜池への貯水のために遠隔の河川から導水するという手法は、浮田溜池とほぼ同時期の安政2年(1855)に山鹿郡中村手永惣庄屋遠山弥二兵衛の尽力により築造された湯ノ口溜池（山鹿市）と同じである。
- 3) 堰門の内側には水止板をはめ込むための凹部が施されている。（本文図版2-①）
- 4) 現在でも浮田水利組合により、毎年12月初旬から翌年の5月末まで堰門に板をはめ込んで浮田上ノ池への溜め込みが行われている。
- 5) 暗渠区間の勾配は、土砂堆積防止のために急勾配にしている。（暗渠入口の標高は約39m、浮田上ノ池の北側頂部が約30mであり約9mの高低差がある。）
- 6) 現在でも水流を曲げるために積まれたと考えられる石積が存在する。（本文図版2-⑤）
- 7) 平坦地を通すときや凹地があるとき、土盛や石垣で水路を盛り上げて通水するための施設。（本文図版2-⑧）また、盛井手内側（北側）の流水を盛井手の外側（南側）に流すための樋管が新しく設置されており、その周囲には凝灰岩板の列を確認することができ、築造当時も同じ位置に樋管を設置していたものと思われる。（本文図版2-⑨）樋管からの流れを辿ると梅谷溜池（本文図版2-⑩）に流れ込む仕組みとなっている。なお、両サイド下部には石積等は確認できなかった。
- 8) 現在も凝灰岩片が散乱している。（本文図版3-⑳）
- 9) この斜樋は、阿蘇凝灰岩製の切石で生まれ、その上からコンクリートにより改修されている。（本文図版3-㉑、㉒）これが浮田中ノ池と浮田下ノ池を結ぶ斜樋なのかあるいは、浮田中ノ池のみだった時の斜樋であるかは更なる調査が必要である。



第 22 図 浮田溜池の導水図



①



②



③



④



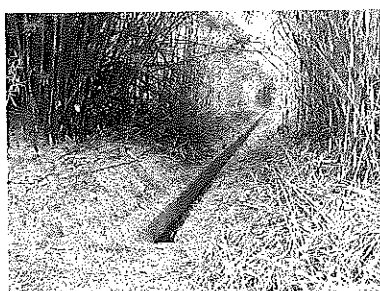
⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



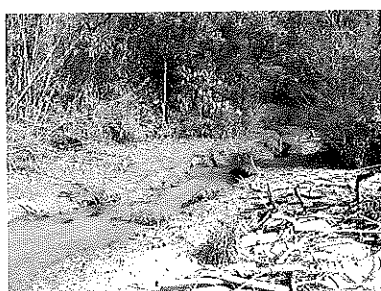
⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

本文図版 2 浮田溜池関連施設写真 1



①⑥



①⑦



①⑧



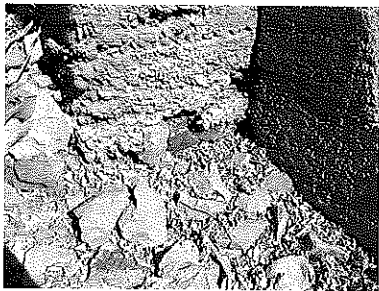
①⑨



①⑩



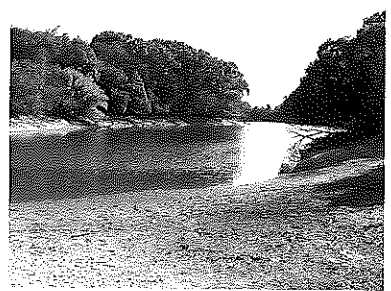
①⑪



①⑫



①⑬



①⑭



①⑮



①⑯



①⑰



①⑱

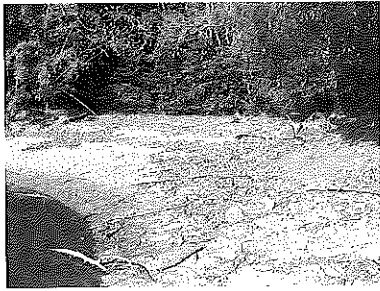


①⑲



①⑳

本文図版3 浮田溜池関連施設写真2



31



32



33



34



35



36



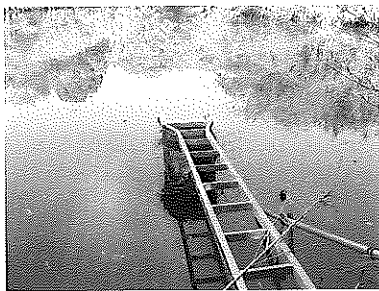
37



38



39



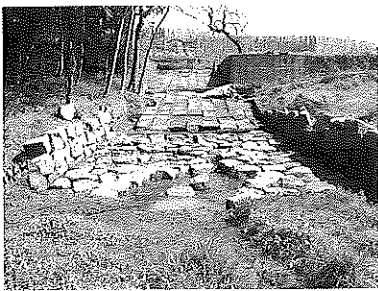
40



41



42



43



44



45

本文図版4 浮田溜池関連施設写真3

No.	浮田溜池関連施設写真 1
①	一ノ口川（築地川）からの堰門による取水地点A地点
②	一ノ口川（築地川）からの堰門による取水地点B地点
③	暗渠区間入口
④	暗渠区間中間地点の竪穴状開口部
⑤	暗渠区間出口の屈曲部
⑥	暗渠区間出口
⑦	暗渠区間出口の屈曲部、土堤、水路
⑧	盛井手
⑨	上流谷部からの流水を盛井手の南側に流す樋管跡
⑩	盛井手南側にある梅谷溜池
⑪	盛井手先の切岸状水路
⑫	切岸状水路先の水路
⑬	切岸状水路先の水路先の段落水路
⑭	浮田上ノ池頂部への到着点
⑮	到着点から上ノ池を望む

No.	浮田溜池関連施設写真 2
⑯	浮田上ノ池と浮田上ノ池の吐井手
⑰	浮田上ノ池の吐井手A地点
⑱	浮田上ノ池の吐井手B地点
⑲	浮田上ノ池の吐井手C地点（土砂溜）
⑳	浮田上ノ池の吐井手D地点（末部から浮田中ノ池を望む）
㉑	浮田上ノ池の吐井手末部
㉒	浮田上ノ池の吐井手下部に残る凝灰岩片
㉓	浮田中ノ池から浮田上ノ池の堤を望む
㉔	浮田中ノ池
㉕	浮田中ノ池から浮田上ノ池の吐井手を望む
㉖	浮田中ノ池の斜樋遠景
㉗	浮田中ノ池の斜樋（石組）
㉘	浮田中ノ池の底樋と水天宮
㉙	浮田中ノ池の堤上に建つ水天宮
㉚	水天宮の石組台座に残る矢穴痕

No.	浮田溜池関連施設写真 3
㉛	浮田中ノ池の吐井手入口
㉜	浮田中ノ池の吐井手の石積
㉝	浮田中ノ池の吐井手の土砂溜
㉞	浮田中ノ池の吐井手
㉟	浮田中ノ池の吐井手出口から浮田下ノ池を望む
㊱	浮田中ノ池の吐井手出口付近の土堤
㊲	浮田下ノ池の堤
㊳	頌徳碑
㊴	浮田下ノ池の南西側斜樋
㊵	浮田下ノ池の南側底樋
㊶	浮田下ノ池の南東側斜樋
㊷	浮田下ノ池の吐井手A地点
㊸	浮田下ノ池の吐井手B地点（今回の調査箇所）
㊹	野田掛の水路遠景
㊺	野田掛の水路内部

第 3 表 浮田溜池関連施設写真一覧表

第7節 手永と惣庄屋

手永とは、江戸時代における肥後藩特有の行政制度で、郡と村との中間に位置する行政単位である。

各手永には惣庄屋が置かれ数箇村から数十箇村を統括した。江戸時代後期、浮田溜池が所在する現在の玉名市築地および岱明町開田は坂下手永に属していた。

加藤清正は、慶長11、12年（1606、1607）頃、領内各郡に郷組制をしき、大庄屋を任命したといわれる。細川氏は小倉時代、地方支配機構と称して「捌・手捌さばき てさばきの制」をとり、数箇村を統轄し、捌の担当者を惣庄屋と称していた。捌・手捌はのち慶長19年（1614）に手永と改称された。細川忠利は、肥後入国の翌年、寛永10年（1633）5月、手永制を採用、惣庄屋を任命し知行もしくは扶持米を給した。この時は加藤時代の郷組制を踏襲したといわれ、惣庄屋にはかつての大庄屋が任命されたという。惣庄屋は、手永の長として郡奉行（のちの郡代）の支配を受け地方行政を担当した。

坂下手永の歴代惣庄屋は、下記の表の通りである。

坂下手永

代官口米 29石
知行究高 20石

氏名	実名	就任	転退任	備考
坂下（河野）伊右衛門	恒久	寛永 10.5 任	寛永 20.3.17 病死	
坂下（河野）九左衛門		寛永 20 親跡	承応 2 病死	
坂下（河野）八兵衛		承応 2 親跡	南関	
坂下（河野）九左衛門		親跡		小田
坂下（河野）九左衛門		親跡		河原
坂下（河野）茂次郎		享保 12 頃 兄跡		免
坂下（河野）八兵衛		兄跡	宝暦 13.7	免
坂下（河野）角右衛門		宝暦 13.7 親跡	寛政 5.8	南関
河原十郎兵衛		寛政 5.8 親跡	文化 5.2	免
河原八兵衛		文化 5.4 正院	文化 6.2	免
（河原 才蔵）	真申	文化 6.2.29	文化 9.5.27	小田より併勤
斎藤形右衛門	実晁	文化 9.5 大津	文化 10.6	竹迫
清田 清之允		文化 10.6 任	文政 3.5	荒尾
竹崎 次郎八		文政 3.5 任	文政 12.4.7	荒尾
斎藤形右衛門	実晁	文政 12.4 中富	天保 8.8.21	病死
坂下（池田）瀬助		天保 8.9.22 中富	天保 9.9.21	池田
小山三郎右衛門	惟親	天保 9.9.21 錢塘	天保 12.6.10	池田
布田太郎右衛門	惟昭	天保 12.6.10 任	天保 14.10.17	田迎
三村 章太郎	信道	天保 14.10.17 小田	弘化 3.3.25	免
関 忠之允	惟忠	弘化 3.3.25 小田	万延元 8.16	病死
木下 初太郎	国均	万延元 9.3 南関	明治 3.7.5	改革免

『玉名市史 通史篇上巻』より

第4表 坂下手永歴代惣庄屋一覧表

初期の惣庄屋は、手永の長として各地域の有力者が登用され世襲し、会所の地名を名乗り地方行政を担当した。延宝8年(1680)以後は、代官を兼帯し、徴税の任務も果たした。宝暦期以後では、筆算・年貢徴収・治水対策・灌漑対策に優れた有能な人材を抜擢、登用し、所替(転勤)が行われるようになった。さらに文化・文政期頃からは寸志御家人からも登用された。この間、安永4年(1775)には御家人から惣庄屋となった者は本苗を名乗ることが許された。

第8節 関忠之允

ここでは、坂下手永や玉名郡内の人々を多数動員し、浮田溜池(上ノ池、下ノ池)の掘り添えを行った江戸時代後期、坂下手永の惣庄屋であった関忠之允の事跡について触れてみたい。

関忠之允は、幼名を忠太郎といい、歩御小姓列関忠兵衛の二男として文化元年(1804)9月28日に生まれた。関家は、享保年間に荒尾手永沖洲村で塩業等を営み財を成していった。忠之允は、文化11年に父の寸志献上により地土となり、名を忠太郎から忠之允と改めている。学問、武芸の習熟に熱心で、学問では文化13年に井上久三郎、文政4年には伊倉の中村市郎左衛門に、翌年には辛端才蔵に入門して学問に励み、同6年には藩校時習館で学ぶことを許されている。さらに居合道、炮術、槍術、兵法等も学んでいる。文化12年正月15日から文政5年正月までの8ヶ年間、荒尾手永会所の見習いとして務め、下記のような役職についている。

文政4年	腹赤・上沖洲両村烏乱者見締役
文政12年	唐物抜荷改方御横目、在勤中諸役人段
天保3年2月10日	荒尾手永井樋方助勤、兼帯
天保7年5月朔日	荒尾手永惣庄屋当分、御代官兼帯
天保12年5月16日	荒尾手永惣庄屋・御代官兼帯本役、知行高弐拾石
天保14年10月17日	小田手永惣庄屋へ所替
弘化3年	功により拾石加増
弘化3年3月25日	坂下手永惣庄屋に所替
嘉永7年11月朔日	独礼に昇進
安政4年8月11日	歩御使番に昇進
万延元8月16日	死去

この間の彼の業績を関家文書より挙げると

浮田大池新掘(睦合村)、行末川の井樋(腹赤と扇崎の境)、新川井樋(行末川川口の井樋)、滑石村防風土功(滑石村)、秋丸井樋(弥富村)、高瀬以南大川筋堤(玉名、高瀬、滑石、高道大防及井手等拾六稜野塘築一ヶ所)、川浚参ヶ所(高瀬弥富玉名村)、古塘井樋(清里村長洲町間)、菜切井樋(六栄腹赤清里村)、烏牟田井樋(清里村の一部)、新井手掘(同所)、溜池(清里村有明村)、同四(六栄村)、同一(府本村金山)、御用葭場開(長洲)、手永新地開(腹赤村清源寺村)、狐谷池新掘(腹赤村六栄村懸)、水害抜井手穿(府本村字金山)、石炭試掘(荒尾村萬田)、溜池新掘(伊倉)、同(小天村)、水害抜井手及浚(八嘉村)、大火應急仕方(長洲村)、腹赤村零落改善(腹赤村字腹赤)、宮内村同前(荒尾村)、宮内出目山開(同村)、赤崎村零落救済(六栄村)、向津留村同前(八嘉村)、鯨油代償開築主(小天村)、貧民救済講会整理(旧小田郷)、零落救済(小天村)がある。

(1987『長洲町史』)

第IV章 総括

ここでは、溜池築造などの公共事業が盛んに行われた江戸時代後期から末期における肥後藩の時代背景および浮田溜池掘り添えの経緯について若干触れて総括としたい。

肥後藩において、土木工事の形態が劇的に変化するのは、第六代藩主細川重堅による「宝暦の改革」¹⁾以降である。この改革以降、土木工事などは藩主導から各手永主導へと移行し地方分権化が進んだという²⁾。

しかし、浮田溜池築造および掘り添えが行われたのは、文化13年(1816)ならびに嘉永5年(1852)であり、宝暦の改革着手から70年程経過した頃である。このことに関して、熊本県内における石橋の分布図を作成された上塚尚孝氏によると「熊本県内で石橋の架橋が盛んに行われるのは、宝暦の改革着手後50年程経過した頃である」という。溜池築造も石橋架橋も藩の財政および地域住民生活の安定のための土木工事であり、石橋架橋の量産も溜池築造の量産も同じ時代背景があるものと思われ、世情が安定するには改革着手からしばらく時を待たなければならなかったものと思われる。実際に『町在』の各惣庄屋の事業帳からもこの時期に溜池築造等の土木工事が集中していることがうかがえ、このような時代背景があったものと思われる。

その時代背景について、『岩野用水物語』では次のように述べている。

～前略～ なんとかして水利を得ることにより、水田の拡大を計ることが急務であったと考えられる。このことが、慢性的な財政不足に悩む藩庁当局と、飢餓の恐怖と対面する地域住民との指向性の一致という形での開発行為、特にため池や用水の工事の展開という形に集約していったものと考えられる。

それと同時に、江戸時代の後半、特に文化・文政期以降、一定程度の人口増加と世情の安定がこの土木工事の展開に拍車をかけたのではなかろうか³⁾。

また、溜池築造を指揮した惣庄屋には相当の決断力と統率力が必要とされ、また惣庄屋自身は相当の覚悟を持って、その任務に当たっていたと思われる。第三章第7節で述べたように、惣庄屋の世襲制が廃止され、宝暦期以後では筆算、年貢徴収、治水対策、灌漑対策に優れた有能な人材を抜擢、登用し、所替(転勤)が行われるようになった。そのような中で坂下手永に登場したのが、荒尾手永から所替となった関忠之允であった。彼は先述した鷺巣溜池完成と同年に荒尾手永惣庄屋に就任している。そのためであると思われるが、坂下手永である鍋村、扇崎村は荒尾手永の鷺巣溜池の余水を取り入れるようにしていた。しかし、嘉永5年(1852)の干魃の際に、鷺巣溜池掛の養水不足のため、分水されなくなってしまった。そこで鍋村、扇崎村をはじめ浮田養水掛の村々は、溜池の貯水量の増加をはかるためにこの工事を請願し、関忠之允のもとで中ノ池の上下に掘り添えを行うことになった。いずれにしても浮田溜池の掘り添え工事は、坂下手永の一大事業であり、下ノ池の堤防上には、関忠之允による溜池掘り添えの恩恵を忘れないようにと頌徳碑が明治39年に当時の村人により建立されている(関連史料4)。

注

- 1) 肥後藩第六代藩主細川重堅による行政改革。①財政再建 ②行政機構の改革 ③刑法の改革 ④藩校時習館の創設と学問の振興 ⑤地引合検地による年貢見直し ⑥産業の奨励 によって藩政の刷新を目指す者であった。寛延元年(1748)から始まる。『1997 図説熊本県の歴史』より
- 2) 長井勲氏、上塚尚孝氏のご教示による。
- 3) 熊本県美里町 2008『岩野用水物語』P.5より引用

関 連 史 料

【史料 1】

関家文書

扇崎・鍋両村並二両築地・前原・野口・下野口・土器屋・山下・開田都合十ヶ村田方養水ノ為一昨冬春右堤前後二掘添御普請被仰付候惣体鍋扇崎両村之儀外牟田葭原一圃田方養水行末川ヨリ取入候得共早魃二臨候得者川上所々ニ而積留一滴茂通水不仕少々照続ニ茂数拾町及早損候ニ付忠之允方当手永取付後荒尾手永鷺巢堤余水分水之申談ヲ以取続処嘉永五年早魃之節右堤懸荒尾村之養水不足分水相断候ニ付而者以後養水之道全相塞候差寄鍋村列者不及申上其外村々不一方及難渋養水増之仕法村々共願出申候

(岱明町史編纂委員会・執筆委員会 2005『岱明町史』岱明町 P.948～950 抜粋)

【史料 2】

浮田池記（大正 2 年関忠之丞 50 年忌招魂添付写本）

一、坂下手永開田村懸浮田堤之儀、去る文化十三年掘方被仰付置、庄山・友田・上村・中程・下村都合五ヶ村水懸にて御座候処、早魃の年柄は養水及不足候に付、助水且扇崎・鍋両村並二両築地・前原・野口・下野口・土器屋・山下・開田都合十ヶ村田方為養水、一昨冬春右堤前後二掘添御普請被仰付候。惣躰鍋・扇崎両村の儀外牟田・葭原一圃田方養水行末川より取入候え共、早魃に臨候えば川上所々にて積留、一滴も通水不仕。少々照続にも数十町及早損候に付、忠之允方当手永取付後、荒尾手永鷺巢堤餘水を分水の申談を以取纏来候処、嘉永五年早魃の節、右堤懸荒尾村の養水及不足、分水相断候に付ては、以後養水之道全相塞候。差寄鍋村列は不及申上、其外村々不一方及難渋、養水増の仕法村々共々願出申候に付、同年十一月築地村懸り一ノ口と申所え、大堤堀方見立に相成、右所は小代山谷合にて、右山中本谷と申所尤水多く、荒尾手永ノ様、下流以下筋谷越にて、凡式百間程の貫水掘古屋敷と申所え通し、右一ノ口江引入候えば、屈竟の堤場所柄と申、餘計の元水も有之一廉の大堤にて、掘方御免被仰付被下様被奉願候は、堤築方の儀御尤にも被為思召上候え共、近年夫立多有之候間、翌春迄は御普請見合の様御奉行表より御達の趣に付、先掘方見合せ相成候えば、翌夏早魃に付ては、右村々如形及早損、皆無又は御定米等奉願御難題にも罷成候ニ付、何卒右新堤掘方の儀、頻に願出無余儀様子にて御座候処、右築地村懸り一ノ口堤場所の儀は大場の所柄にて、積夫数式拾五万人餘に及び候に付ては、御時節柄大造の御普請は強面難被奉願、去迎右の通り難渋ノ者ニ其儘難被押移、新塘場所等暇々見様に相成候へ共、平地の所柄にて谷筋餘水受三ヶ所無御座、口全掘上げにて、死水溜込にて堤築方ニ相成候ても、養水行届可申様無御座候に付、追々場所見探の上精々研究に相成候えば、右浮田堤の儀小代御山続の谷合にて 谷水式夕筋分帯元水も有之場所柄、彼是窟竟の堤にて、右堤前後二見立ニ相成積方ニ相成候えば、夫数拾万人程におよび候に付ては、坂下自手永迄にて中々仕課を可申見込無御座候に付、玉名御同役衆え歎談に相成御郡中助力以掘方に申談、夫々相整申候ニ付、右堤掘添御普請の儀、被奉願候処御免被仰付、一昨年春秋に懸け夫々御普請出来仕候。然処前原・下野口・土器屋・中野口・山下・鍋・扇崎・開田・両築地の儀も、列段旱田の箇所へ加入の儀願出申候に付、右御普請に臨、前段一ノ口川水並日嶽東平より水取入の仕法、種々工夫に相成夫々相整候に付ては、彌以元水相増、且水超高サ三間を五間に揚げ方に相成候えば、下地の積水面も五町の筈に候処、一倍餘も相増申候に付、出来治定の夫数入目銭等左之通

一、夫拾七万九千五百六十九人

内五万九千八百五十六人

三ヶ壺坂下自手永引受出夫仕候分

残拾壹万九千七百拾三人

玉名御郡中割合助力被仰付分

一、入目銭 貳拾七貫九百目余

一、費地 貳町四反程

但本行畝数の儀山裾作田にて拾割又は貳拾割も延畝御座候事

一、水面 拾貳町余 水越五間 水源撫三間半

一、井手筋 貳千間程

但本通筋は左井手筋取用、分水井手等新井出堀方に相成申候

一、水懸村々 開田・築地・西築地・庄山・上村・友田・扇崎・鍋村・下村・中程・土器屋・山下・
中野口・下野口・前原 合拾五ヶ村

一、養水田畝 百參拾七町九反余

一、石井樋 壺艘 長貳拾壺間 内法壺尺五寸方 上堤新塘

一、" 壺艘 長拾七間 内法右同 下堤右同

一、水越板石三ヶ所にて 百三拾坪余

一、灰石繰井樋壺艘 長拾七間 内法八寸方 下堤分庄山村 野口下ヶ名の懸り分

一、" 壺艘 長拾八間 内法右同 右同両築地村 山ノ開下ヶ名懸分

一、石井樋 壺艘 長八間 壺尺五寸方 鍋扇崎外牟田の懸り分 行末塘え居込に相成分

一、" 壺艘 長九間 内法壺尺五寸方 開田村伝左エ門下ヶ名の内 水井樋新規二
居込に相成分

一、埋樋 長五拾間 内法高サ三尺 幅貳尺

一、真石垣 八拾坪程

一、水受石積 貳ヶ所

一、入目銭 拾貳貫目程

一、夫 貳万五千人程

但前条築地村懸一ノ口川より浮田堤江水取入の仕法二付て居込に相成候分

右の通大造の御普請速に成就仕候処、右堤場所の儀山堤にて一畧地高の有之、且水溜至て宣敷、養水懸田畝数の儀根元見込の畝数より餘計に相増、其上年々程早損仕来候地にての畝方隅々迄も充分に行互り、將又此後養水通りの井手筋掘方等を以分水仕候えは、数ヶ村に亘り水懸畝相増可申、加之兩三年の間養水試行上、両築地前原三ヶ村納方築地原と申所より、畝数凡拾町余上畝内出来可仕見込に御座候。然処去夏の儀近十三無見合(?)も早魃に付ては、大野牟田筋並新開養水大川より取入候定水□□候村々の儀は餘計の早魃にて、御定米をも奉願御難題に罷成可申候儀ハ、必然の儀ニ御座候処、前条の通浮田堤懸り拾五ヶ村の儀は養水隅々迄も充分に行互り候に付ては、案外の出来込にて、内輪の積立反に三俵宛取実相増候ても、百三十町余の畝方にて凡四千俵程の米辻取実相増為申儀にて、御百姓共何れも難有がり競立居申儀に御座候。彼是右の次第にて往々上下一廉の為合に相成、畢竟忠之允方心魂を碎心配に相成候処よりの儀にて、莫大の功業に御座候事。

(門岡久 1966『岱明地方史』岱明町役場 P.372～375 抜粋)

【史料3】

四 玉名郡村図

18～66 玉名郡村図（玉名市関係旧村図）

玉名郡村図

明治十二（一八七九）年から明治十五年（一八八二）年

熊本県立図書館

二－5－〇二九五、以下（各旧村の目録番号は解説の文中に別表とする）

高瀬町図、以下（玉名市旧村図）

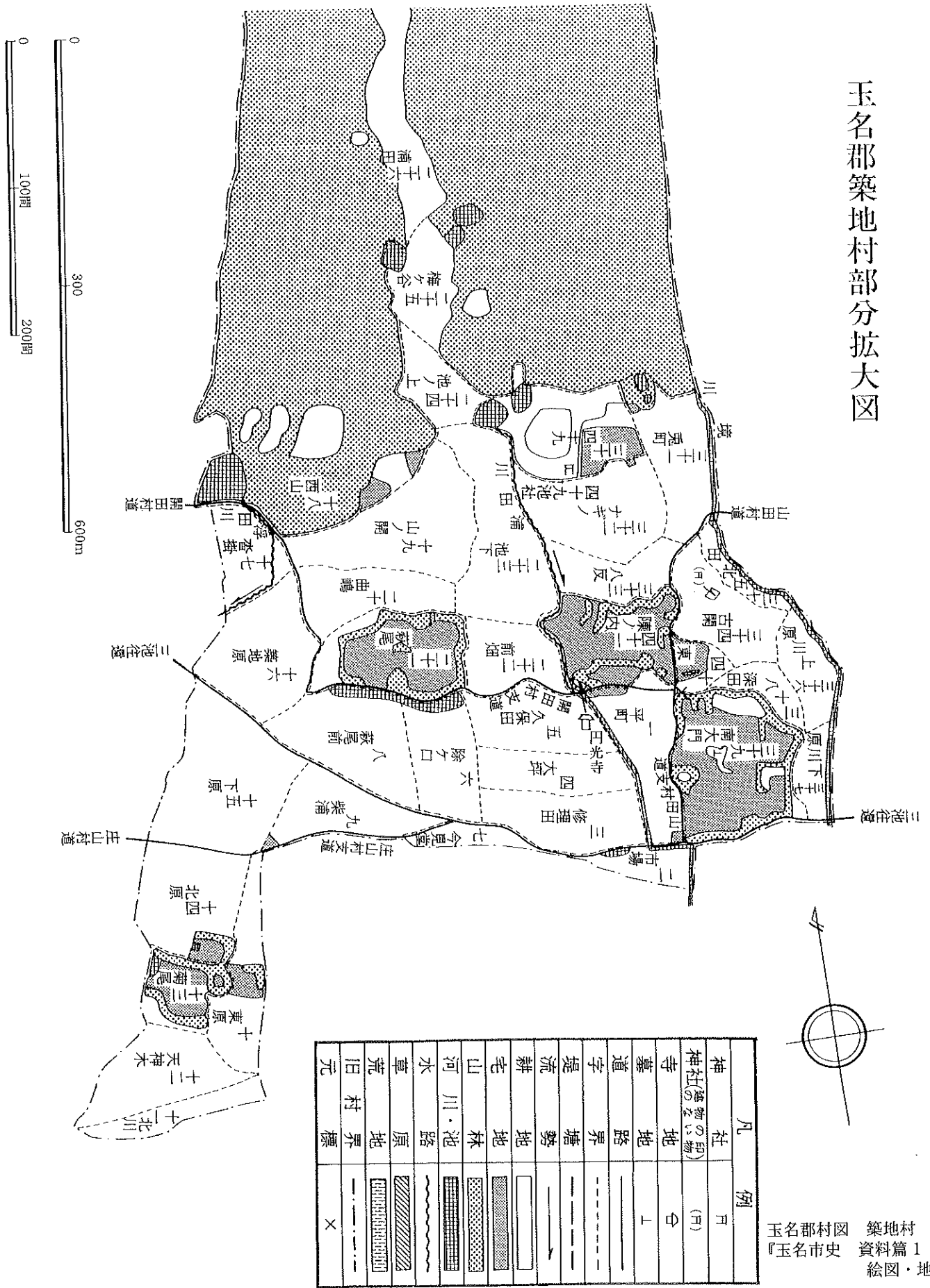
三二×四七cm、以下（各旧村図の法量は解説の文中に別表とする）

「郡村図」は、『熊本県古地図目録』（『熊本県史料集成』所収）の解説、森下功「明治前期地図について」によると、明治初年に編纂された郡村地誌の附図である。地誌の編纂は明治五（一八七二）年の太政官布告によって着手され、ついで明治七年十一月には「村図ハ例則中掲載セスト雖モ便宜ノタメ可成ハ製図致シ、一町六分ノ割ヲ以取調、字地・元標・社寺等記載スヘシ」として、村図と名勝真景図の提出を希望している。次いで編集の業は同八年九月には太政官から修史局の所管に移され、翌年には内務省地理局に移管されて村図の作成が行われた。地図は地誌編集とともに庶務課地誌調掛で測量作成されたが、調掛には熟練者がなく支障が多いため、同十四（一八八一）年には土木課に依頼して作成された。「玉名郡村図」についても、玉名郡図とともに各村図が右のような過程を経て作成されたであろうが、「玉名郡誌」の起稿が明治十二年四月であり、また「玉名郡村誌稿本」の起稿が明治十二（一八七九）年から始まり、明治十五年に定稿が作成された。さらに明治十六年七月の熊本県知事富岡敬明から地理局長宛の進達書案（熊本県立図書館蔵）に「一玉名郡誌一冊、一同郡全図壹葉、一同郡村誌五冊、一同郡村図百七拾貳葉、一同郡古城跡略図並真景図共拾五葉、右調整候二付、本日通達便より則差出候也」とあって、郡村誌と共に郡図（一枚）郡村図（一七二葉）を調整して地理局に提出したのである。これらのことから、掲載の「玉名郡村図」は明治十二年から作成に着手し、明治十五年に完成させた図であるといえよう。しかし今日では「玉名郡図」一葉は残存しておらず、「玉名郡村図」一七二葉のすべてが熊本県立図書館に所蔵されている。玉名市史の関係図の目録番号と法量は、次表の通りである。（表略）

製図の方法については、「玉名郡村誌」の凡例に、「村図ハ例ニヨリ一町六分ノ割ヲ以テ調整スト雖モ、土地広濶ノ小天村外二一か村ハ一町三分ノ割ヲ以テ、尤分割ハ該村図ニ記載ス」とあるので、一町を六分の縮尺、即ち六千分に、広い村二一か村は一町を三分の縮尺、即ち一万二千分の縮小をもって、一間を六尺と表し（玉名市域では山田村・石貫村・三津川村）、タテ三二×四七cmの用紙を多く使用して描図した。そしてその村図内に、字名と字境、社地、寺地、宅地、墓地、耕地、山林、原野、堤塘、道路、河溝、水路、堀を彩色して区分（河溝、水路、堀は水として同一色）し、また×をもって村の元標の位置を示すようにして作図されているので、明治初期の当時の村の姿の概観を知ることが出来る。それらの各村々の項目内容については、『郡村誌』（『玉名市史 資料篇2 地誌』所収）に記載されているので、両者を併用すると、なおさら明確に村の姿が判明する。なお本『玉名市史 資料篇1 絵図・地図』には、玉名市関係の旧村図を掲載するとともに、その村図のトレース版をも掲載した。トレース版の図版の作成方法は各村図の凡例を参照していただきたい。また下村、三津川村、石貫村、築地村の四か村については、小字名を明確にする意味で部分的に拡大した図版とした。

（玉名市史編集委員会 1992『玉名市史 資料編1 絵図・地図』玉名市 P.203,204 抜粋）

玉名郡築地村部分拡大図



第 23 図 玉名郡村図築地村部分拡大図

【史料 4】

頌徳碑

頌 徳

抑浮田溜池懸拾五箇村は養水乏しく旱すれば苗枯れて實らず民の苦み謂ん方なかりしを関忠之丞大人坂下県の長となり深く憂て当時五箇村の溜池なりしを玉名郡県々の力を籍り二十万の夫を募り嘉永五年の春秋かけて泥田を鑿浚へ千尋の山を裁断し小岱山谷川の水を引大溜池を成せしより旱の害を免れ飢渴の憂なきに至りぬ斯る偉業をいと速に成遂けぬるは達識忠実なる忠之丞大人ならては復之を成し得る人やある年去星移り此績の朽なん事を恐れ十五箇村の民人集ひ縁の石にもものして世に伝へ侍るとなん

笑而齋誌¹⁾

明治三十九年十月建之 浮田溜池養水懸中



本文図版 5 頌徳碑

注

- 1) 笑而齋（野田玄英）、玄英は天保 12（1841）生まれ、月田蒙齋塾に学び、安政 5 年（1858）三池藩の文武館教師代となり、後に京都、大阪にて医学を学ぶ。熊本女学校校主となる。関忠之允頌徳碑の外、細川藩士池辺平太郎先生墓誌（玉名市晒）、河原可然真恕、河原角次郎真行の墓誌銘（玉名市築地）を選した。

参考・引用文献

- 上塚尚孝 2004『種山石工列伝』熊本の目鏡橋シリーズ2 巻末資料「目鏡橋を架けた肥後・熊本の石工たち」
- 上村重次 1989「玉名の地名(99) 浮田(うきた)」熊本日日新聞
- 大久保森造、大久保森一 1977『石積の秘法とその解説』理工図書株式会社
- 鹿児島県土木部都市計画課 2000『鹿児島県石橋記念館展示解説書』財団法人鹿児島県建設技術センター
- 門岡 久 1969『岱明町地方史』岱明町役場
- 熊本県立装飾古墳館資料刊行会 2006『阿蘇の灰石展 解説図録』熊本県立装飾古墳館
- 熊本県土地改良史編集委員会 1990『熊本県土地改良史』熊本県農政部農業土木検査管理室
- 熊本県美里町 2008『岩野用水物語』—今に生きる岩野用水— 熊本県中山間ふるさと水と土保全対策事業
- 熊本大学文学部日本史研究室 2005『石は語るⅡ』下益城郡美里町旧中央町地区金石文遺物調査報告書Ⅱ
- 讃岐のため池誌編さん委員会 2000『讃岐のため池誌』香川県農林水産部土地改良課
- 讃岐のため池誌編さん委員会 2000『讃岐のため池誌 資料編』香川県農林水産部土地改良課
- 園田頼孝 1983『肥後熊本の土木』熊本日日新聞情報文化センター
- 岱明町史編纂委員会・執筆委員会 2005『岱明町史』岱明町
- 田辺哲夫 1958『肥後国玉名郡村誌』玉名民報社
- 谷川健一 2006『加藤清正 築城と治水』富山房インターナショナル
- 谷澤 仁 2006『石井樋』佐賀市埋蔵文化財調査報告書第5集 佐賀市教育委員会
- 玉名市史編集委員会 1992『玉名市史 資料篇1 絵図・地図』玉名市
- 玉名市立歴史博物館ころろピア 2005『玉名市史 通史篇 上巻』玉名市
- 松本雅明 監修 1983『肥後讀史總覽 下巻』鶴屋百貨店
- 坪井利弘 1987『図鑑 瓦屋根(改訂版)』理工学社
- 土木学会編 1936『明治以前日本土木史』三秀舎
- 長井 勲 2007「熊本に残る近世の農業土木」『Dan だん くまもと』vol.8 熊本県農林水産部農村整備課
- 長井 勲 2008「熊本に残る近世の農業土木」『Dan だん くまもと』vol.9 熊本県農林水産部農村整備課
- 長井 勲 2009「熊本に残る近世の農業土木」『Dan だん くまもと』vol.10 熊本県農林水産部農村整備課
- 長井 勲 2010「熊本に残る近世の農業土木」『Dan だん くまもと』vol.11 熊本県農林水産部農村整備課
- 長井 勲 2010「近世後期の農業用水」平成21年度熊本県文化財保護協会第8回文化財研修会資料
- 長洲町史編纂委員会 1987『長洲町史』長洲町
- 西 慶喜編 2008『通潤用水と白糸台地の棚田景観』山都町文化財調査報告書第2集 山都町教育委員会
- 農業土木歴史研究会 1996『大地への刻印』全国土地改良事業団体連合会
- 浜島繁隆・須賀英文 2005『ため池と水田の生き物図鑑 植物編』トンボ出版
- 日野一雄・高野季光 1988『成富兵庫茂安—その武略と民政—』佐賀県教育図書棟
- 平野敏也・工藤敬一編 1997『図説 熊本県の歴史』図説 日本の歴史43 河出書房新社
- 廣田静学 2007『旧馬場楠井手取入口』熊本県文化財調査報告第230集 熊本県教育委員会
- 本田彰男 1970『肥後藩農業水利史—肥後藩農業水利施設の歴史的研究—』熊本県土地改良事業団体連合会
- 松本寿三郎 他 1999『熊本県の歴史』県史43 山川出版社
- 蓑田勝彦 2003『真説 肥後の石工と目鏡橋』『藩政下の傑物と民衆』熊本歴史叢書4 近世 熊本日日新聞社
- 柳川市史編集委員会 2001『柳川市史 史料編Ⅰ 地誌』柳川市
- 山鹿市史編纂室 1985『山鹿市史 上巻』「第四章 近世 第六節 幕末の社会」山鹿市

写真図版



吐井手遠景（南西から）



吐井手近景（南西から）



吐井手遠景
(南西から)



吐井手近景
(南西から)



吐井手近景
(南から)



吐井手板石敷
(南から)



吐井手板石敷の漆喰
(北東から)



吐井手板石敷の文字
(西から)



吐井手板石導水堤
(東から)



吐井手板石導水堤の凹凸部
(南から)



吐井手板石導水堤の凹凸部
(南西から)



吐井手板石敷
(南西から)



吐井手板石敷止板石
(北から)



吐井手護床石敷
(南東から)



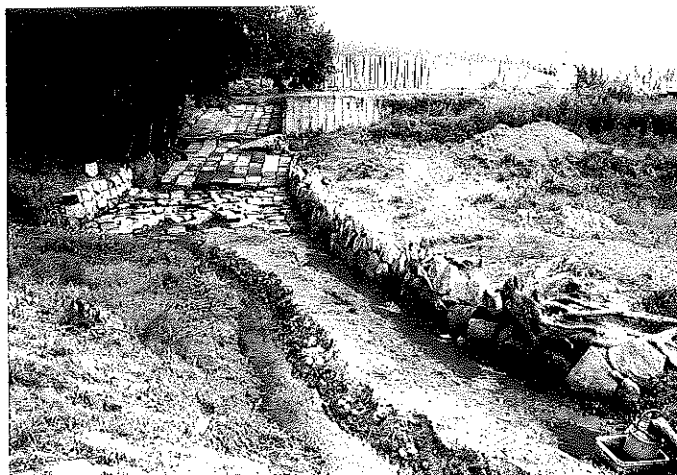
吐井手護床石敷
(東から)



吐井手護床石敷
(南から)



吐井手護床石敷の矢穴痕
(西から)



吐井手石積導水堤遠景
(南西から)



吐井手石積導水堤近景
(北東から)



吐井手石積導水堤裏込
(南東から)

図版 8



吐井手石積導水堤 右岸
(東から)



浮田下ノ池からの底樋出口
(南西から)



浮田下ノ池からの底樋出口
(東から)



下流石積
(北西から)



下流石積 左岸
(南西から)



下流石積 右岸
(北東から)



下流石積に残る矢穴痕
(北から)



下流石積 横木検出状況
(南西から)



下流石積 木杭検出状況
(北西から)

報告書抄録

ふりがな	うきたためいけかんれんせつ							
書名	浮田溜池関連施設							
副書名	一般国道 208 号玉名バイパス改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査							
巻次								
シリーズ名	玉名市文化財調査報告							
シリーズ番号	第 23 集							
編著者名	中村安宏							
編集機関	玉名市教育委員会							
所在地	〒 869-0292 熊本県玉名市岱明町野口 2129 TEL 0968-57-4429							
発行年月日	西暦 2010 年 8 月 31 日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
うきたためいけかんれんせつ 浮田溜池関連施設	くまもとけん 熊本県 たまなまし 玉名市 ついでじ 築地	43206	503	32 度 56 分 59 秒	130 度 35 分 36 秒	20090910 ～ 20100212	3,450 m ²	道路
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項
浮田溜池関連施設	水利遺構	江戸時代		溜池に伴う吐井手		須恵器片 陶磁器片 瓦片		

印刷仕様

- 判型 A4判
 - 頁数 78項
 - 印刷 オフセット印刷
 - 製版 カラー図版 スクリーン線 300線
モノクロ図版 スクリーン線 200線
 - 用紙 表紙 (レザック 66 四六判 215 kg) あい
見返し (色上質紙A判 70.5 kg) 銀鼠
本文 (マットアート紙菊判 76.5 kg)
巻頭図版 (アート紙菊判 76.5 kg)
写真図版 (マットアート紙菊判 76.5 kg)
 - 製本 左糸かがり綴じ並製本
-

玉名市文化財調査報告 第23集

浮田溜池関連施設

一般国道玉名バイパス改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

平成22年8月30日印刷

平成22年8月31日発行

編集

玉名市教育委員会

発行

住所

〒862-0292 玉名市岱明町野口 2129
TEL 0968-57-4429 FAX 0968-57-4442

印刷

岱明印刷

住所

〒869-0222 玉名市岱明町野口 2281-2
TEL 0968-57-0141 FAX 0968-57-3546

